

農業用ため池の管理及び保全に関する ガイドライン

令和元年 6 月策定
(令和 6 年 11 月一部改正)

農林水産省農村振興局

目次

第1章 総則	1
1 法の目的と適用	1
(1) 目的	1
(2) 適用	1
2 定義	2
(1) 農業用ため池	2
(2) ため池の管理者	6
(3) 防災工事	6
3 国及び地方公共団体の責務	7
(1) 地方公共団体の責務	7
(2) 国の責務	8
第2章 農業用ため池の届出・管理	10
1 届出の手續等	10
(1) 農業用ため池の届出者	11
(2) 届出が必要な農業用ため池	12
(3) 届出の手續	14
(4) 届出書の記載事項	15
(5) 届出に添付する書類	17
(6) 届出の留意事項	17
(7) 届出の催告	18
(8) 変更・廃止の手續	18
(9) 罰則について	19
2 データベースの整備及び公表について	19
(1) データベースの整備	19
(2) データベースの公表	22
(3) 情報の収集とデータベースの更新等	23
(4) その他	23
第3章 農業用ため池の適正な管理	25
1 農業用ため池の適正な管理について	25
2 勧告について	25
(1) 運用にあたっての留意すべき事項	25
(2) 勧告の手續等	26
(3) 河川担当部局との調整について	27

第4章 特定農業用ため池の指定等	29
1 指定要件と指定に当たっての検討内容	30
(1) 指定要件の考え方	30
(2) 指定に当たっての留意事項	30
(3) 特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の関係	30
2 特定農業用ため池の指定の手続	31
3 利水者等が指定を知事に申し出る場合の手続	31
4 指定の解除について	31
5 関係部局との調整について	32
(1) 河川担当部局との調整	32
(2) 森林担当部局への通知（保安林に指定されている区域内の場合）	33
第5章 行為の制限	34
1 行為制限の対象	35
(1) 許可を要する行為	35
(2) 許可を要しない行為	36
2 許可申請又は協議の手続	37
3 許可の可否の決定に当たっての留意事項	38
4 国又は地方公共団体が行う行為に係る協議の成立に当たっての留意事項	38
5 関係部局との調整について	38
(1) 河川担当部局との調整	38
(2) 砂防担当部局との調整	39
(3) 森林担当部局との調整	39
第6章 防災工事の施行	40
1 防災工事に関する計画の届出方法	40
(1) 届出対象となる防災工事に関する計画	40
(2) 届出の留意事項	41
(3) 届出のスケジュールに関する留意点	42
2 防災工事計画において確認すべき内容	43
(1) 防災工事の概要	43
(2) 防災工事に関する計画に係る判断基準	44
3 特定農業用ため池の指定の際に現に防災工事を施行している場合の届出	45
4 関係部局との調整	45
(1) 砂防担当部局との調整	45
(2) 森林担当部局との調整	45
5 防災工事の施行に関する命令と代執行	45
(1) 防災工事の施行に関する命令の発出	45

(2) 防災工事の施行に関する命令の内容.....	46
(3) 代執行を行う場合.....	49
(4) 特定農業用ため池の所有者等の探索の方法.....	50
(5) 費用徴収の手続.....	57
第7章 住民に周知するための措置.....	58
1 ハザードマップ等の作成.....	58
2 周知する方法.....	58
第8章 市町村による施設管理権の設定.....	59
1 市町村による施設管理権の設定に至る流れ.....	59
(1) 裁定の申請手続.....	60
(2) 施設管理権の裁定申請について.....	60
(3) 「現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合」の具体的な状況及び判断基準.....	60
(4) 特定農業用ため池の所有者の探索方法.....	61
(5) 特定農業用ため池の防災工事の代執行に係る都道府県知事による所有者等の探索方法との関係.....	61
(6) 数人の共有に属する特定農業用ため池で、過半の持分を有さない共有者又は農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人が単独で申出を行うことの考え方.....	61
2 裁定に係る都道府県知事の公告等.....	61
(1) 公告.....	62
(2) 裁定申請に係る異議申出.....	62
3 都道府県知事の裁定.....	62
(1) 都道府県知事の裁定.....	63
(2) 都道府県知事による裁定の具体的基準.....	63
4 裁定の効果等.....	63
(1) 裁定の効果等.....	64
(2) 特定農業用ため池の所有者が不明である場合の費用負担の在り方.....	64
(3) 土地改良区や利水者などに対する管理委託について.....	65
(4) 土地改良区等に管理を委託する場合の手続の方法.....	65
5 施設管理権の存続期間の延長について.....	65
(1) 施設管理権の存続期間の延長.....	66
(2) 施設管理権の存続期間の延長を認めることとした趣旨.....	66
第9章 その他.....	67
1 都道府県知事による報告徴収と立入調査.....	67
(1) 農業用ため池に関する報告徴収、立入調査.....	67
(2) 他人の占有する土地への立入調査.....	67

(3) 身分証と携帯・提示	68
(4) 立入りの拒否について	68
(5) 他人の占有する土地への立入りに対する損失の補償	68
(6) 立入りについて市町村長に対して求める「必要な協力」の内容	68
2 農林水産大臣の指示	68
(1) 農林水産大臣の指示について	69
(2) 「緊急の必要があると認める」ときの具体的な状況	69
3 補助及び援助	69
(1) 補助及び援助について	70
(2) 土地改良区等に協力を求める援助の具体的な内容	70
(3) 協力を求められた土地改良区等の対応及び協力することに伴い発生する費用等の負担の在り方	70
農業用ため池の管理及び保全に関する参考様式集	別紙

第1章 総則

1 法の目的と適用

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とする。

(1) 目的

農業用ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として、西日本地域を中心に多くの施設が築造され、古来より我が国農業の発展に重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、災害により農業用ため池が被災する事例が発生する一方で、世代交代により権利関係が複雑化したり、利用者を主体とする管理組織が弱体化したりするなど、日常の維持管理が適正に行われなくなることが懸念される状況にある。

このような状況を踏まえ、農業用ため池が有する農業用水の供給機能の確保を図りつつ、防災・減災対策の強化を図るために必要な措置を講ずるため、

- ① 所有者等による届出制度と適正管理義務の明文化
- ② 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのある特定農業用ため池の指定制度
- ③ 決壊を防止するために施行する工事（防災工事）についての施行命令及び代執行制度
- ④ 所有者を確知することができず、かつ、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得できる制度

等について本法に規定している。これらの措置により、農業用ため池から農業用水が安定的に供給されることになるとともに、農業用ため池の決壊等による周辺地域への被害を防止することになり、「農業の持続的な発展」と「国土の保全」にも資することとなる。（「農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について」（令和元年7月1日付け元農振第872号農村振興局長通知（以下「局長通知」という。）第1）

(2) 適用

本ガイドラインは、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に規定する農業用ため池の届出・管理、特定農業用ため池の指定、裁定による特定農業用ため池の管理権の設定等において、都道府県及び市町村が適切かつ円滑に法を運用するための指針を示すものである。

2 定義

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「農業用ため池」とは、農業用水の供給の用に供される貯水施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設であるものを除く。）であつて、農林水産省令で定める要件に適合するものをいう。

2 この法律において「管理者」とは、農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

3 この法律において「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。）をいう。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(農業用ため池の要件)

第二条 法第二条第一項の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 堤体及び取水設備により構成される施設であること。

二 基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上の施設にあつては、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

イ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四十四条第一項に規定するダム（同法第八十七条の規定により同法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなされるものを除く。）

ロ 貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置された施設であつて、その所有者又は管理者が当該施設の管理に関し土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは第九十三条の二第一項の管理規程又は独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十六条第一項の施設管理規程を定めているもの

(1) 農業用ため池

本法における「農業用ため池」は、農業用水の供給の用に供される貯水施設をいい、現に利用されている施設のほか、現に利用されていない施設であつても利用し得る状態にある施設が該当する。そのため、専ら他用途（工業、養魚、生活等）を目的とする施設は対象外となる。ため池が農業用に利用し得る状態にあるかどうかは、受益地の状況のほか、過去の利用状況も考慮することとなる。過去に農業用に利用されていたため池が、受益地がなくなるなどの理由で農業用の利用を完全に廃止したとしても、堤体が残っており、管理が行われておらず、大雨の際に被害を及ぼすおそれがあるような場合には、本法の対象とする。一方、農業用の利用を完全に廃止した上で治水や工業用等の他の目的に転用され、その目的に沿って適切に管理されているため池については、本法における農業用ため池の対象外となる。（局長通知第2の1）

また、本法における「農業用ため池」は、人工的に作られた施設としての「堤体」及

び「取水設備」で構成されたものを指す。

なお、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）上の河川管理施設については、河川法の目的を達成する施設であり、特定の利水目的のための施設ではないことから、農業用ため池の対象から除外することとしている。また、農業用水に係る貯水施設のうち、堤高 15 メートル以上のダム（河川法第 44 条第 1 項により規定するダム、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準※に基づいて設置され、かつ土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの）については、本法の対象とする「農業用ため池」に含めないこととしている。

※ 近代的な技術基準とは、土地改良事業計画設計基準「コンクリートダム」（昭和 40 年 10 月）、「フィルダム」（昭和 41 年 6 月）以降の基準や河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）のことを指す。

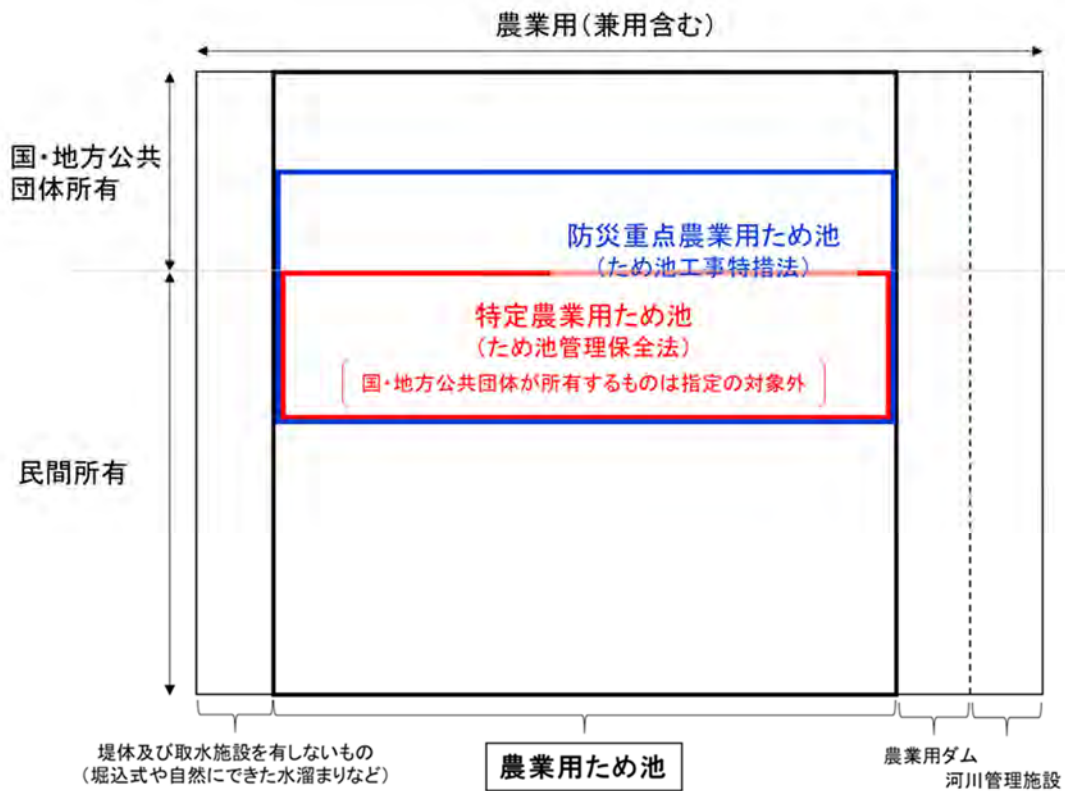
（参考）農業用ため池の解釈

本法の対象とする農業用ため池は、農業用水の供給の用に供される貯水施設のうち、「堤体」及び「取水設備」で構成されるものとしていることから、これら農業用ため池を構成する「堤体」又は「取水設備」を有していないものについては、本法における農業用ため池に該当しない。

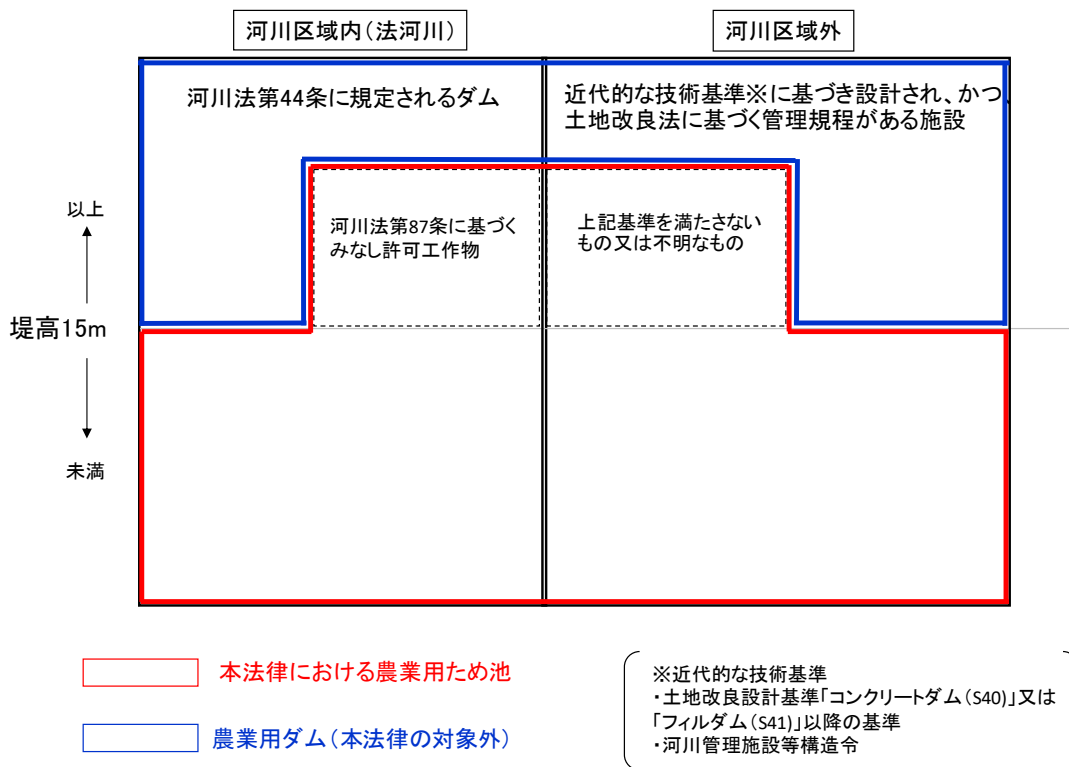
このため、掘込式の貯水池は堤体がないことから、本法における農業用ため池に該当しないと解される。また、かつては堤体があったと推測される貯水池の周辺が、同じ標高で広範囲に埋め立てられて相当な期間が経過するなど、現況の周辺地盤が基礎地盤とみなせるような状況になっている場合には、堤体がなくなったものとし、これも本法における農業用ため池に該当しないと解される。

一方、貯水池の天端よりも周辺の埋立て高さが低い、埋立ての範囲が狭い、といった構造になっている場合は、決壊等により標高の低い部分にため池の水が流れ込み、災害を起こす危険性もあることから、本法における農業用ため池として解される。

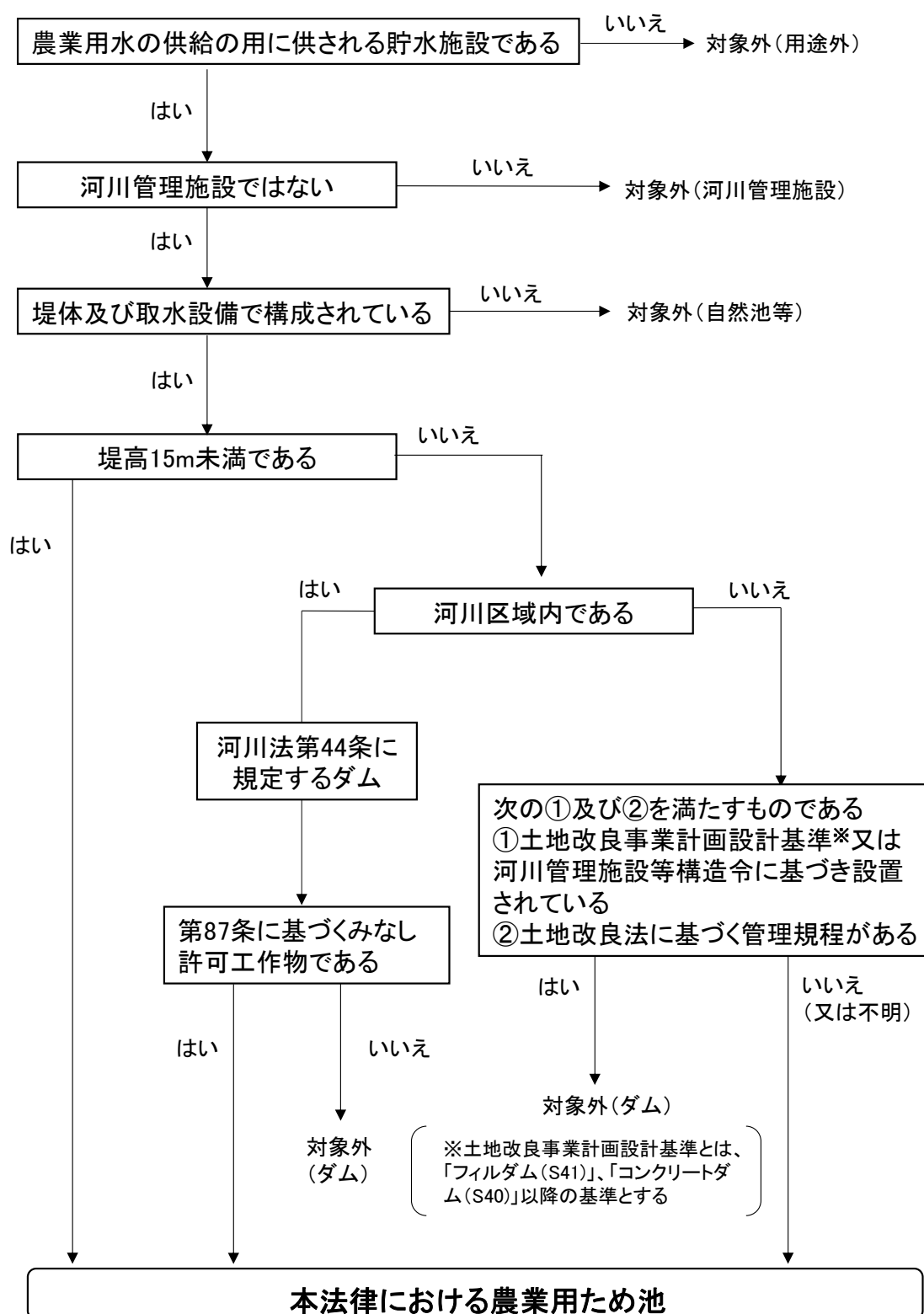
また、用水路の付帯施設であるファームポンドについては、原則として 1 日以内の用水の需給関係を調整することを主目的とした施設であって、貯水施設ではないことから、本法における農業用ため池に該当しない。



図－１ 農業用ため池の概念図



図－２ 農業用ため池と農業用ダム



注)過去に農業用に利用されていたため池が、受益地がなくなるなどの理由で農業用の利用を完全に廃止したとしても、堤体が残っており、管理が行われておらず、大雨の際に被害を及ぼすおそれがあるような場合には、本法の対象とする。

図－３ 農業用ため池の選定フロー

（２）ため池の管理者

本法における「管理者」は、農業用ため池について、所有権以外の権原に基づいて操作、維持、修繕その他の管理を行う者とする。

農業用ため池の管理者が有する所有権以外の権原がある例としては、所有者から地上権、賃借権や使用借権といった権利設定がなされている場合のほか、地域の関係者が任意団体を組織して管理している場合など、所有者との間で明確な権利設定がなされていない場合においても、入会権、占有権や事務管理による権原を有していることもあると考えられる。（局長通知第２の２）

なお、入会権は地域の共同体が農業用ため池を共同利用している場合、占有権は柵の設置などにより農業用ため池を占有する意思をもって自己の支配下に置いている場合、事務管理は義務なく他人のために農業用ため池の管理事務を行っている場合が考えられる。

また、民法（明治 29 年法律第 89 号）上、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があり、第三者に損害を与えた場合に適用される工作物責任（民法第 717 条）については、一義的には工作物の占有者が負うこととされている。占有とは、自分が利益を受ける意思で物や土地を現実支配している事実状態であり、農業用ため池の場合は管理者も占有者に該当すると解される。本法における農業用ため池の適正管理義務については、農業用ため池の所有者だけではなく、日常の維持管理を通じて損害の防止措置を講じ得る考えとして、農業用ため池の管理者にも位置付けることとしたものである。

（参考）農業用ため池の「所有者」について

ため池は「土地の定着物」であり、土地と一体をなすものとして取り扱われることとなるため、堤体の底地の所有者がため池の所有者となる。ただし、ため池は「工作物」にも該当するため、地上権その他土地の使用収益権に基づき設置されている場合は、施設の設置者が所有者となる。

（３）防災工事

ア 防災工事の具体的な種類・規模等

本法における農業用ため池の「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事であり、①地震時における堤体の破壊に対応するための耐震対策工事、②豪雨時における堤体の越流や浸透による破壊等に対応するための豪雨対策工事、③施設老朽化による堤体の損傷等に対応するための老朽対策工事、④ため池の廃止工事を指す。（局長通知第２の３）

具体的には、①耐震対策工事としては、耐震性の向上のための改修として、堤体の拡幅や押さえ盛土等による補強等、②豪雨対策工事としては、ため池に流入する洪水を安全に流下させるための洪水吐きの拡幅や堤体の嵩上げ等、③老朽対策工事としては、堤体の損傷に対応するため、漏水防止や必要な断面確保等、④廃止工事としては、堤体の除去等がある。

ただし、堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつなどの

農業用ため池の管理に係る行為については、防災工事には該当しない。

イ 「防災工事」と従来行っていた工事との関係

農業用ため池に係る整備は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業、又はそれ以外の方法により実施されてきた。本法では、土地改良事業で施行する特定農業用ため池の防災工事について、都道府県知事への防災工事に関する計画の届出（本法第 9 条）の対象外とし、土地改良事業以外で施行する工事について対象としている（土地改良事業として実施する場合は、当該防災工事が技術的に可能であること（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 2 条）を土地改良法の手続の中で審査し、土地改良事業計画が確定することとなる。このため、事業計画の届出を義務付けると、二重の手続を課すことになることから、土地改良事業として防災工事を行う場合は、本法に基づく届出を不要としている。）。

なお、土地改良事業は、地元からの申請や同意を原則としており、利害関係者の合意形成ができれば、土地改良法に基づいて防災工事を実施することとなると考えられる。しかし、権利関係が複雑化して所有者を特定できない場合や、事業内容について地元の合意形成が困難で土地改良事業により防災工事を実施できない場合には、本法に基づき都道府県知事による防災工事の代執行により、防災上必要な工事を確実に実施していくことが可能である。

3 国及び地方公共団体の責務

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 都道府県及び市町村は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため、相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、都道府県及び市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を推進するため必要な調査研究、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（１）地方公共団体の責務

地方公共団体は、管轄区域内の農業用ため池について、農業用水の確保を図るとともに、災害を防止するため、本法に規定された措置を講ずる必要がある。

また、効果的に措置を講ずるためには、管轄区域内の農業用ため池全体を所掌する都道府県と、地域の防災に責任を有する市町村が、農業用ため池に関する情報収集や実態調査等について連携して取り組み、それぞれの役割を果たしていく必要があることから、本法においては、都道府県及び市町村の責務として、「相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を

講ずるよう努めるものとする」としている。

これまでも管轄区域内の農業用ため池に対し、都道府県はため池情報に関するデータベースの整備・管理、防災重点ため池の選定等の取組を行い、市町村は農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等の取組を行ってきたところであり、これらの取組を連携して実施することで農業用ため池の「適正な管理及び保全」が実現することになる。連携に当たっては、地域の実情やこれまでの取組の経緯等を踏まえて、法律の施行が最適かつ円滑に行われ、法律の目的が十分に達成できるよう、都道府県と市町村が十分に話し合い、具体的な連携方法を定めていく必要がある。（局長通知第3の1）

具体的には、都道府県と市町村の情報共有、各種事務に係る相互の協力、さらには地方自治法（昭和22年法律第67号）252条の14に基づく都道府県から市町村への事務の委託、といった連携手法が考えられる。また、都道府県の実務の一部については、地方自治法第252条の17の2に基づき、市町村と協議を行った上で、都道府県が条例を定めることで、市町村の実務とする事務処理特例制度を活用することが可能であることから、届出の受理についても、地域の実情に応じた体制を構築するものとする。

（参考）防災重点ため池

防災重点ため池は、「今後のため池対策について」（平成31年3月29日農村振興局防災課長通知）に基づき、ため池マップや緊急連絡体制の整備など避難行動につながる対策を講ずるとともに、優先度に応じてため池の補強、ハザードマップ等の対策を実施してきたため池。

（参考）地方自治法第252条の14第1項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

（参考）地方自治法第252条の17の2第1項

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

（2）国の責務

国は、都道府県及び市町村の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を推進するため必要な調査研究、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとしている。

これは、都道府県での取組に著しい差が生じないよう、データベースの統一様式の調整等といった広域的な見地からの調整を行うとともに、①豪雨・地震時のため池の

決壊と下流への被害を予測し、情報を提供するシステムの開発や、②保全管理活動の優良事例及びため池の防災・減災対策の補助事業の制度に係る情報並びにため池管理マニュアル等管理に必要な各種マニュアルの提供といった必要な調査研究・情報提供その他必要な支援を行うこととしている。(局長通知第3の2)

第2章 農業用ため池の届出・管理

1 届出の手續等

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(農業用ため池の届出)

第四条 農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。第三項及び第四項を除き、以下同じ。）の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 農業用ため池の名称及び所在地
- 二 農業用ため池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 農業用ため池に管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名

四 その他農業用ため池の管理に関し農林水産省令で定める事項

- 2 農業用ため池の所有者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該農業用ため池を廃止したときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、農業用ため池に関する第一項各号に掲げる事項が記録されたデータベースを整備するとともに、当該データベースに記録された事項（同項第一号に掲げる事項その他農林水産省令で定めるものに限る。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 4 都道府県知事は、その区域内に存する農業用ため池を所有する国の行政機関の長又は市町村長に対し、当該農業用ため池に関する第一項各号に掲げる事項その他必要な情報の提供を求めることができる。

附 則

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する農業用ため池（以下「既存農業用ため池」という。）の所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに、第四条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 既存農業用ため池の所有者等（所有者が前項の規定による届出をしたときは、その所有者）は、同項の規定により届け出た事項に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、その区域内において第一項の規定による届出がされていない既存農業用ため池があることを知ったときは、相当の期間を定めて、当該届出をすべき者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告するものとする。
- 4 市町村長は、その区域内において第一項の規定による届出がされていない既存農業用ため池があることを知ったときは、遅滞なく、都道府県知事に対し、その旨を通知するものとする。

(罰則)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 前条第一項の規定による届出について正当な理由がなく同条第三項の規定による催告に係る期間内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(農業用ため池の届出)

第三条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付してするものとする。

- 一 農業用ため池の所有者等が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- 二 農業用ため池の管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 三 その他参考となるべき書類

(農業用ため池の届出書の記載事項)

第四条 法第四条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 農業用ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ及び堤頂の長さ並びに貯水する容量
- 二 農業用ため池に管理者がある場合には、その権原の種類及び内容

(変更等の届出)

第五条 法第四条第二項前段の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してするものとする。

- 一 当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地
- 二 変更の内容及び理由
- 三 変更の年月日

2 法第四条第二項後段の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してするものとする。

- 一 当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地
- 二 廃止の理由
- 三 廃止の年月日

3 前二項の届出については、第三条の規定を準用する。ただし、添付すべき書類が既に都道府県知事に提出されている当該書類と同一の内容であるときは、その旨を記載して添付を省略することができる。

(データベースの公表事項)

第六条 法第四条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 農業用ため池の所有者等の名称（当該所有者等が自然人であるときは、その旨）
- 二 第四条第一号に掲げる事項
- 三 法第四条第一項の規定による届出の年月日（当該届出がされていないときは、その旨）
- 四 法第七条第一項の規定による指定を受けているときは、当該指定の年月日

(1) 農業用ため池の届出者

農業用ため池の所有者は、当該ため池を設置したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない（本法第4条第1項）。所有者は、財産権に基づく全ての権利行使が可能であり、登記により権限の所在の確認が容易であるため、届出義務者と

している。

また、本法の施行前に設置された農業用ため池については、所有者の世代交代が進む中、利用者が共同で事実上の管理を行っている事例が多くあることから、管理者が所有者に代わって届出をすることも可能としている。（局長通知第4の1）

ア 財産権を共有している場合や、水利組合や集落が所有者・管理者の場合の届出者

農業用ため池の財産権を複数の者が共有している場合は、権利者が共同で届出を行うことになるが、権利者の一部が所在不明の場合には、確知されている者が届出をすれば足りる（必ずしも確知されている共有者が全員で届出する必要はなく、共有者の一部で届出することも認めるものである）。

水利組合などの任意団体や集落が管理を行っている場合には、管理者による届出は代表者の名義で行う。なお、水利組合等の任意団体が規約その他当該団体の組織及び運営に関する規約等を定めている場合には、団体として届け出ることが可能である。

イ 他の目的と共用のため池の場合の届出者

他の目的と共用のため池であっても、農業用水の供給の用に供される施設である限り届出の対象となり、施設の所有者等が届出をすべき者となる。

ただし、管理者については、農業用ため池としての管理を行っている者が該当し、専ら他の目的のために施設を管理する者は、届出の義務を負う管理者には該当しない。

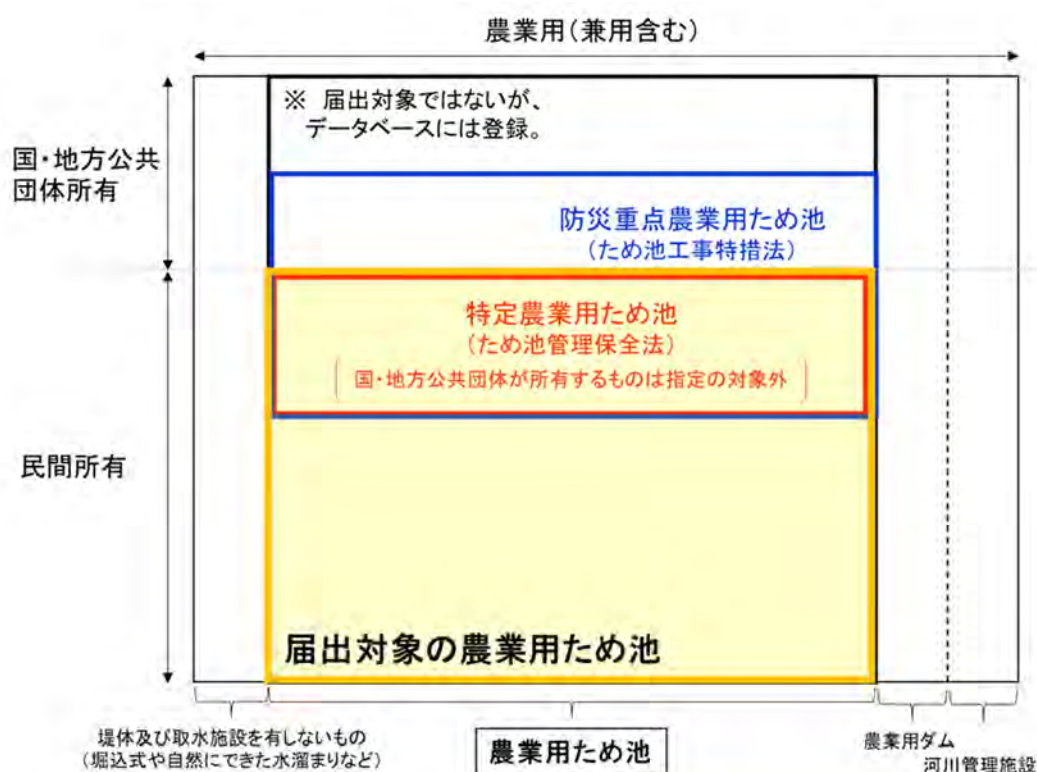
（2）届出が必要な農業用ため池

ア 届出の対象範囲

届出義務の対象となるため池は、「第1章の2定義」において記述している農業用ため池である。国が所有するため池は、国有財産法（昭和23年法律第73号）により、地方公共団体が所有するため池は地方自治法により適切な管理が義務付けられることから、対象外としている。

ただし、国や地方公共団体が所有する農業用ため池についても、本法第4条第3項及び第4項により、都道府県知事が整備するデータベースに記録していくこととしているので、留意されたい。

なお、土地改良区が所有する農業用ため池は届出の対象であるが、地方自治法に基づき設置された財産区が所有する農業用ため池については、届出の対象とはならない。



図－４ 届出対象の農業用ため池

イ 利用されていないため池の取扱い

本法における農業用ため池は、農業用水の供給の用に供される貯水施設であり、現に利用されていない施設であっても、利用し得る状態にあれば対象になる。

ため池が農業用に利用し得る状態にあるかどうかは、受益地の状況のほか、過去の利用状況も考慮することとなる。過去に農業用に利用されていたため池が、受益地がなくなるなどの理由で農業用の利用を完全に廃止し、他の目的にも転用されずに適切な保全・管理がなされなくなった場合には、堤体が決壊し周辺に被害を及ぼすおそれが高まることが想定される。このように大雨の際に被害を及ぼすおそれがある遊休化した農業用ため池についても、必要な措置を講じ堤体の決壊による被害を防止するために、本法の対象とする。

一方、農業用の利用を完全に廃止した上で、治水や工業用水等の他の目的へ転用され、その目的に沿って適切に管理されているため池については、本法の対象としない。

(3) 届出の手続

ア 届出の事務手続

農業用ため池を設置したときは、当該農業用ため池の所有者は、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない（本法第4条第1項）。

また、本法の施行の際現に存するため池（以下「既存農業用ため池」という。）についても、その所有者等（所有者又は管理者）は、本法の施行日から6月以内に、都道府県知事に届け出なければならない（本法附則第2条第1項）。（局長通知第4の2）

届け出た事項に変更があったときは、所有者（既存農業用ため池については所有者等とする。ただし、所有者が本法附則第2条第1項の届出をしたときは、所有者にのみ変更の届出の義務がかかることとなる。）は、都道府県知事に変更した内容について届け出なければならない（本法第4条第2項、本法附則第2条第2項）。

また、農業用ため池を廃止した場合も、所有者は都道府県知事へ届け出なければならない（本法第4条第2項）。農業用ため池の堤体の除去や貯水池の埋立てにより貯水機能を廃止する場合のほか、当該ため池の農業用の利用を完全に廃止し、治水や工業用水等の他用途に転用する場合も廃止の届出を提出しなければならない。一方、当該農業用ため池を他用途に転用せず遊休状態になる場合には、例えば管理者や管理の内容など、届出事項の変更についての届出を行う。

なお、農業用ため池の届出をはじめとする本法に基づく措置を講ずるに当たっては、地域の実情に最も精通した市町村の協力なしには実現は難しいことから、都道府県と市町村で話し合い、連携することが必要である。

イ 市町村長から都道府県知事への未届ため池の通知

本法附則第2条4項では、市町村長が管轄区域内に未届ため池があることを把握した場合には、都道府県知事に対して遅滞なくその旨を通知することとしている。

本法において、ため池の届出先は都道府県とされているが、市町村においても、地域の防災に責任を有する立場から、管轄区域内のため池の状況を把握し、届出が円滑に進むよう、都道府県と十分に連携を図って取り組んでいくことが求められる。

なお、具体的な連携方法としては、都道府県と市町村の情報共有のほか、届出が必要であることの周知や届出状況の確認等に係る市町村の協力、市町村を経由した届出、地方自治法第252条の14の規定に基づく届出関係事務の市町村への委託といったことが考えられる。

また、都道府県の事務の一部については、地方自治法第252条の17の2に基づき、市町村と協議を行った上で、都道府県が条例を定めることで、市町村の事務とすることが可能であることから、届出の受理についても、地域の実情に応じた体制を構築するものとする。

(参考) 地方自治法第 252 条の 14 第 1 項【再掲】

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

(参考) 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項【再掲】

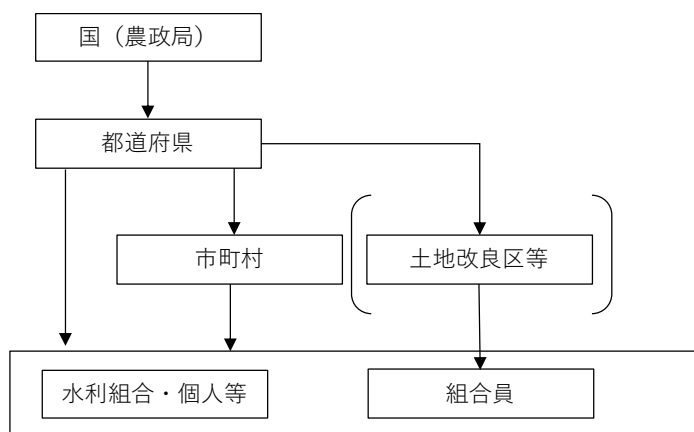
都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

ウ 届出制度の周知について

本法に基づく農業用ため池の届出制度が円滑に推進され、かつ持続的に運用されるためには、都道府県が市町村と連携し、速やかに周知を行う体制を整え、農業用ため池の所有者等に対して広く本制度の周知を行う必要がある。

また、地域の実情に応じて、土地改良区等の協力を得て、周知体制を整えることも考えられる。具体的な周知方法については、農業用ため池の所有者等を対象とした説明会のほか、市町村の広報誌への本法による届出制度等の掲載、農業関係機関等を通じた農業関係者へのパンフレットの配布、市町村ホームページへのバナー広告の活用などが考えられる。

特に都道府県が本法施行前に整備したデータベース（既存データベース）に掲載されている農業用ため池の所有者等に対しては、確実に届出がされるよう、都道府県は市町村と連携し、所有者等へのプッシュ型の周知や届出書作成の支援を行うことが望ましい。



※地域の実情を踏まえ、市町村や土地改良区等と連携し周知体制を整備することが望ましい。

図－5 周知のフロー図

(4) 届出書の記載事項

本法第 4 条第 1 項で定める届出書の記載事項については、特定農業用ため池の指定、

周辺住民への周知、災害時の避難行動につなげるために必要な以下の項目とし、届出書に必ず記載するものとする（本法第4条第1項、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第4条）。

- ① ため池の名称及び所在地
- ② 所有者の氏名等の情報
- ③ 管理者の氏名等の情報（管理者の権原の種類や内容も含む）
- ④ ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ（堤高）、堤頂の長さ（堤頂長）、貯水する容量（総貯水量）

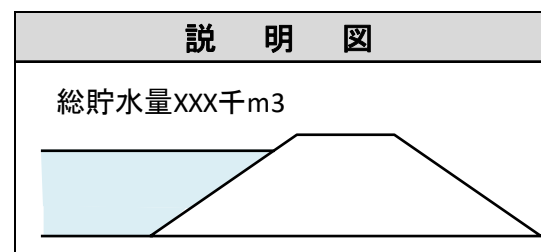
都道府県が本法施行前に整備した既存データベースや台帳などの既存資料により、ため池の総貯水量、堤高及び堤頂長が把握されている場合は、市町村等の協力を得て所有者等にあらかじめその情報を提供し、届出に係る負担軽減を図ることが望ましい。（局長通知第4の3）

これにより、届出情報と既存データベースの情報の齟齬を回避することもできる。

一方、これらの情報が所有者等で把握されておらず、かつ都道府県等においても既存資料がない場合にあっては、以下に示す簡易な方法を参考に、総貯水量、堤高、堤頂長を算定し、届出を行うものとする。なお、その場合においても、都道府県や市町村が技術的な指導や援助を行うことが望ましい。

ア 総貯水量の算定の例

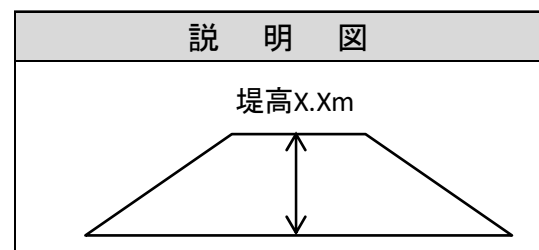
地形図や現地の状況などから満水面積を推計し、貯水深（不明な場合は水位痕跡や堤高から推定）を乗じて総貯水量を算定する。



図－6 総貯水量のイメージ

イ 堤高の算定の例

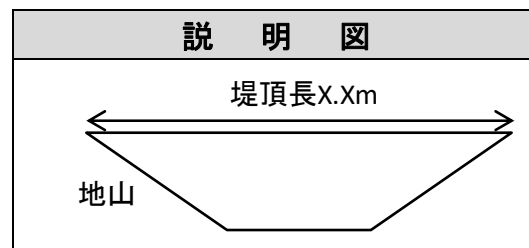
規則において、堤高は基礎地盤から堤頂までの高さとしているが、基礎地盤がわからない場合もあると考えられることから、簡易な方法としては、堤高が一番高い位置（明確でない場合には堤体中央付近）における堤体下流の法尻（盛土と地山の境界付近）から堤体天端までの高さをポールなどにより測定する。



図－7 堤高の計測イメージ（断面）

ウ 堤頂長の算定の例

堤体の縦断方向の長さ(明確に境界が判断できない場合は、堤体盛土と地山の境界を推定)をメジャーなどにより計測する。また、地形図から算定しても良い。



図ー8 堤頂長の計測イメージ(正面図)

(5) 届出に添付する書類

農業用ため池の届出に当たっては、規則第3条に基づき、以下の書類を添付する。

- ① 所有者等が法人の場合は、その定款又は寄附行為の写し
- ② 管理者が法人でない団体の場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- ③ その他参考となるべき書類

(局長通知第4の4)

なお、法人でない団体に関しては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを定めていない団体があることも想定される。このような場合には、個人として届出を行うこととなるが、これを機に地元で話し合い、規約等を作成し団体として登録することも考えられる。

また、規則第3条第4号に規定する「その他参考となるべき書類」については、以下のものが考えられる。以下に例示するもの以外についても、必要に応じて提出を求める。

- ・ 当該農業用ため池の位置が分かる資料
- ・ 当該農業用ため池の敷地である土地の登記事項証明書の写し
- ・ 当該農業用ため池の総貯水量、堤高、堤頂長が記載された既存の資料(過去の改修事業等において、これら諸元情報が記載された概要表なども含む)があれば、その写し
- ・ 届出に当たり、当該農業用ため池の総貯水量、堤高、堤頂長を新たに算定した場合は、その求め方の分かる書類の写し
- ・ 堤体部を市道認定している場合や水道管が設置されている場合など、他目的との共有施設となっている場合については、他者との協定書などの写し

(6) 届出の留意事項

届出に当たって、登記事項証明書の提出は必須としない。

しかしながら、防災工事等の本法による措置を講じていくためには、不動産登記簿上の所有者を把握しておく必要があることから、届出の際にその他参考となるべき資

料として添付をしてもらうか、地方公共団体が登記事項証明書を公用請求し確認するなど、地域の実情に応じた体制を構築することが望ましい。

なお、所有者が代わっていても登記がされていないなどにより、不動産登記簿では現在の所有者が分からない場合が想定されるが、届出の段階では所有者の探索まで行う必要はない。その際は、その登記簿上の所有者名を届出書に記載し提出するものとする。（局長通知第4の5）

共有者の一部や管理者から届出がされた場合には、所有者については不動産登記簿上の名義人を特定しておけば、防災工事が必要となった場合に承継人の探索を行うことが可能となると考えている。

（7）届出の催告

本法の施行の際現に存する農業用ため池（既存農業用ため池）については、本法の施行日から6ヶ月以内に届け出ることとなるが、届出義務者であることを所有者等の本人が認識していない場合も想定される。このため、都道府県知事は、届出がされていない既存農業用ため池があることを知ったときは、催告により届出を促すことになる（本法附則第2条第3項）。

催告による届出の期間については、届出すべき者の所在地、届出に必要な各種情報の確認状況、届出ができない特段の事情があればその事情等を踏まえ、適切に設定する。

（8）変更・廃止の手続

所有者又は管理者は届出事項に変更（廃止を含む。）があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した変更申出書を都道府県知事に届け出なければならない（本法第4条第2項）。なお、「廃止」とは、堤体の除去や貯水池の埋立てにより貯水機能を廃止する場合に加え、農業上の利用を完全に廃止し、治水や工業用水等の他の目的へ転用する場合も含まれる。

また、所有者や管理者が変更となった場合、例えば土地改良区や水利組合等の代表者が変更となったときには、その旨を届け出ることとなる。

なお、補助事業を活用して調査した結果、所有者等が届け出た総貯水量、堤高、堤頂長と異なることがあり得る。このような場合にも、本法第4条第2項に基づき、所有者等は変更届出書を提出することとなる。その際には、（4）届出の記載事項のとおり、その情報を所有者等へ提供し、届出変更に係る負担軽減を図ることが望ましい。

ア 変更の場合

- ① 当該届出に係る農業用ため池の名称
- ② 農業用ため池の所在地
- ③ 変更の年月日
- ④ 変更の内容
- ⑤ 変更の理由

イ 廃止の場合

- ① 当該届出に係る農業用ため池の名称
- ② 農業用ため池の所在地
- ③ 廃止の理由
- ④ 廃止の年月日
- ⑤ 廃止後のため池敷地の利用計画

(参考) 農業用ため池の廃止についての確認

本法では、農業用に利用しなくなったことのみをもって「廃止」として取り扱うことはない。農業用に利用する見込みのなくなったため池の取扱いについて、行政機関を含め地域で話し合い、以下のような堤体の除去や他目的へ転用されることとなった場合において「廃止」として取り扱う。なお、廃止の取扱いについては、防災工事計画や廃止の届出書により確認することが重要である。

- ・ 堤体の除去等を行い、降雨時の出水を安全に流下できるようにする。
- ・ 治水等の他目的に転用する場合には、新たな管理者により適切に管理が行われる。

(9) 罰則について

本法附則第2条第3項の規定による催告を行ったものの、正当な理由がなく催告に係る期間内に届出がされなかった場合、本法附則第2条第2項の規定による変更の届出がされていない場合、又は虚偽の届出がされた場合は、10万円以下の過料に処することとなる(本法附則第3条)。過料の徴収手続については、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)に規定がある。手続の開始は裁判所の職権によるが、裁判所が職権探知により事件を立件することは事実上不可能であり、一般的には、通知を受けて手続が開始される。そのため、届出先である都道府県知事が、過料事件の通知を管轄地方裁判所に行うことが考えられる。(['特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」より一部引用。)

2 データベースの整備及び公表について

(1) データベースの整備

ア データベースの充実化の背景

平成30年7月豪雨により多くのため池が決壊し、防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が生じた。これを受け農林水産省で設置した「ため池対策検討チーム」では、これまでのため池対策の課題を明らかにするとともに、今後の対策の進め方を取りまとめた。都道府県が本法施行前に整備した既存データベースは受益農地面積が0.5ha以上のため池を対象に整備していたが、この取りまとめにおいて、防災重点ため池の選定基準を見直すとともに、ため池データベースを充実することとした。

イ データベースに登録する項目

全ての農業用ため池において、特定農業用ため池の指定や、周辺住民に周知し災害時の避難行動につなげるために必要な本法第4条第1項に規定する事項を農業用ため池に関するデータベースに登録する。なお、特定農業用ため池及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「ため池工事特措法」という。）第4条第1項に基づき都道府県知事が防災重点農業用ため池に指定したため池（特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の関係については、「第4章の1の（3）特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の関係」を参照）については、法第4条第1項に規定する事項以外に、施策を講ずる上で必要となる詳細なため池諸元に関する情報（豪雨時等における危険度の予測等に必要な堤体の型式、材質、法勾配などの構造に関する情報、洪水吐き、取水設備及び底樋の型式、寸法などの設備の概要の情報、堤体の築造年、受益面積、受益戸数、流域面積、満水面積など）や各種対策の実施状況に関する情報についても登録する。（局長通知第5の1）

これらは、本法第4条第1項に基づく届出の記載事項とはしていないが、今後も農業用ため池対策に有効な情報となることから、都道府県において補助事業を活用しつつ必要な調査を行い、引き続き、データベースに登録していくものとする。

表－1 データベースの登録項目

○：本法第4条第1項の規定による届出事項に対応した登録項目
□：上記以外

データベース登録項目		特定農業用ため池 防災重点農業用ため池	左記以外
1. コード[注1]	(1)コード番号	□	□
2. 名称	(1)名称、(2)読み(ふりがな)	○	○
3. 所在地	(1)所在地	○	○
	(2)緯度、(3)経度	□	□
4. 施設管理者	(1)名称、(2)住所	○	○
	(3)連絡先、(4)属性(管理者区分)[注2]	□	□
	(5)管理の権原の種類	○	○
所有者(堤)	(1)名称、(2)住所	○	○
	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	□	□
所有者(池敷)	(1)名称、(2)住所	□	
	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	□	
5. 諸元・構造	(1)築造年(又は築造年代)	□	
	(2)型式	□	
	(3)天端幅	□	
	(4)堤高	○	○
	(5)堤頂長	○	○
	(6)総貯水量	○	○
	(7)法勾配	□	
	(8)流域面積	□	
	(9)消水面積	□	
	(10)かんがい受益面積	□	
	(11)かんがい戸数	□	
	(12)洪水吐諸元	□	
	(13)取水工諸元	□	
	(14)底樋諸元	□	
	(15)緊急放流施設の有無	□	
6. 改修歴	(1)改修年度、(2)改修内容	□	
7. ため池の区分	(1)届出の有無	○	○
	(2)届出の年月日	○	○
	(3)特定農業用ため池の指定の有無	□	
	(4)特定農業用ため池の指定年月日	□	
	(5)防災重点農業用ため池の指定の有無	□	
	(6)防災重点農業用ため池の指定年月日	□	
	(7)指定要件	□	
	(8)地震・豪雨耐性評価の実施要件への該当	□	
	(9)ため池重要度区分[注4]	□	
	(10)廃止状況	□	
8. 関連計画	(1)地震関連法定計画への記載の有無	□	
	(2)都道府県地域防災計画への記載の有無	□	
	(3)市町村地域防災計画への記載の有無	□	
	(4)水防計画への記載	□	
9. 地震時点検対象施設	(1)震度観測点、(2)観測点名	□	
	(3)緊急点検震度	□	
10. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性 評価の実施状況	(1)劣化状況評価の実施年度	□	
	(2)地震耐性評価の実施年度	□	
	(3)豪雨耐性評価の実施年度	□	
11. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性 評価の結果による対策	(1)劣化に対する対策の必要有無	□	
	(2)地震に対する対策の必要有無	□	
	(3)豪雨に対する対策の必要有無	□	
12. ハード対策の実施状況	(1)劣化に対する対策の実施状況	□	
	(2)地震に対する対策の実施状況	□	
	(3)豪雨に対する対策の実施状況	□	
13. ハザードマップの作成状況	(1)作成の状況、(2)公表の状況	□	
14. 遠隔監視用観測機器の設置	(1)水位計の設置有無	□	
	(2)雨量計の設置有無	□	
	(3)監視カメラの設置有無	□	

[注1] コード番号とは、データベースにおける個別の農業用ため池の整理番号である。

[注2] 施設管理者の属性(管理者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。

[注3] 所有者の属性(所有者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。

[注4] レベル1及びレベル2地震動に対する耐震性能を求める際の施設の重要区分。

ウ 都道府県知事の職権による整備

本法第4条第3項のデータベースでの整備は、届出された情報のみを対象としておらず、市町村等からの情報の提供、所有者等に対する報告徴収や立入調査による把握、既存データベース、都道府県が自ら実施した事業等により、農業用ため池の情報が把握できる場合には、職権によりデータベースの登録・更新を行うことになる。

エ 国又は地方公共団体が所有するため池の情報提供の円滑な実施

国や地方公共団体が所有する農業用ため池については、本法第4条第1項及び附則第2条第1項による届出の対象ではないが、本法第4条第3項により整備するデータベースに登録する対象である。このような農業用ため池としては、土地改良財産や法定外公共物として所有するため池が考えられる。これらの農業用ため池については、都道府県から関係行政機関に対して定期的に情報提供依頼を行い、データベースに登録する。（局長通知第5の2）

オ 国や地方公共団体に提供を求める「その他必要な情報」の具体的な内容

本法第4条第4項に関し、都道府県知事が国の行政機関の長や市町村長に対して提供を依頼する「その他必要な情報」としては、データベースに登録する事項を想定している。

（2）データベースの公表

ア 公表の方法

都道府県知事は、整備したデータベースのうち、農業用ため池の名称、所在地、届出の有無等について、都道府県ホームページや、都道府県庁内や市町村庁内の備付けのパソコンや紙媒体での閲覧等により、公表することとしている。

イ 公表の内容

公表内容については、個人情報の保護を考慮しつつ、災害の防止を図る上で公表することが必要な情報として次に掲げる事項とする（本法第4条第1項第1号、規則第6条）。

① 農業用ため池の名称及び所在地

② 農業用ため池の所有者及び管理者（両方）の名称

※ 所有者等が法人である場合は法人名を、法人ではない団体の場合は団体名を、法人ではない団体で規約のない場合及び個人の場合は名称ではなく「自然人」と公表する。

③ ため池の堤高、堤頂長、総貯水量

④ 届出の有無及び届出があった場合は、届出の年月日

⑤ 特定農業用ため池の指定の有無及び指定を受けている場合は、当該指定の年月

日

※ なお、防災重点農業用ため池の指定の有無についても、これらと併せて参考として公表することとする。

※ また、ため池工事特措法第2条第4項に規定する劣化状況評価及び同法第2条第5項に規定する地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要と判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施し、所要の安全性を確保する必要がある。しかしながら、防災工事の完了までに一定の期間を要する場合は、地震時や豪雨時に当該防災重点農業用ため池において災害が発生するおそれがあることや、災害が発生した際には速やかに避難等を行う必要があることを周辺住民等に周知することが重要であり、個々の防災重点農業用ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の結果をデータベースの項目に追加して公表すると効果的であると考えられる。さらに、データベースを都道府県や市町村のホームページで公開されているため池ハザードマップ等とリンクさせると、防災重点農業用ため池で災害が発生するおそれがあることへの周辺住民等の危機意識を高め、災害発生時に速やかな避難を促すことにつながるものと考えられる。

表ー2 データベースの公表様式の例

ため池名	所在地	管理者名	所有者名	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	届出の年月日	特定農業用 ため池の 指定の 年月日	防災重点 農業用 ため池の 指定の 有無	対策の必要性			ハザード マップ 又は 浸水想定 区域図	備考
										劣化対策	地震対策	豪雨対策		
〇〇池	〇〇市 〇〇△ △ー□	〇〇水利 組合	自然人	5.3	40	1.0	2019/11/13	2019/8/31	有	必要	-	不要	リンク先	
・ ・ ・														

(3) 情報の収集とデータベースの更新等

本法の施行前に整備された既存データベースは、任意の聞き取りや古くに作成された台帳等の転記によるものであったため、不動産登記簿の確認まで行っていないものがほとんどであり、また、情報の更新されていないものもある。

本法施行後は、都道府県が市町村と連携し、所有者等からの届出（変更の届出を含む。）、所有者等に対する報告徴収や立入調査その他市町村等からの情報提供等を通じて、情報を収集することとなる。都道府県は届出等により登録情報の変更を把握した場合は、速やかにデータベースの登録情報の更新を行う。（局長通知第5の3）

また、変更・更新したデータベースは、年に1度を目途に公表する。

(4) その他

ア ため池防災支援システムのデータベース機能の活用について

本法第4条第3項に基づくデータベースの整備については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）と共同事業者（民間企業）が開発した

「ため池防災支援システム」のデータベース更新機能を活用して、全国で統一したデータベースの運用を行っている。従来のエクセル版のデータベースの情報は順次、同システムに取り込み、システムのワークフロー（画面）での更新作業を行うことで、的確な登録・更新とともに、事務量の軽減や関係機関での最新の情報共有を可能とした。

このため、「農業用ため池のデータベースの管理・更新について」（平成 29 年 12 月 18 日付け 29 農振第 1630 号）及びこれに基づくエクセル版のデータベースは廃止する。ただし、エクセル版のデータベースについて、都道府県がこれを独自に使用することは妨げない。

イ 水土里情報システムとの連携について

都道府県の土地改良事業団体連合会が所有する「水土里情報システム」は、目的に合わせて、地図上において、農地、水路、農道、ため池等の位置情報の重ね合わせ、色分け表示、編集、検索、集計、印刷等が可能であり、農業水利施設の機能診断結果や補修履歴等も登録できるものである。

そのため、都道府県が整備するため池データベースの位置座標等の情報を水土里情報システムに提供することで、ため池の位置情報の重ね合わせが可能となれば、当該ため池周辺の農地や施設の所有者、管理者や施設規模等の情報が容易に判別できることから、決壊した場合の影響を検討する際にも有効である。そのような観点も含め、連携を図ることが望ましい。

第3章 農業用ため池の適正な管理

1 農業用ため池の適正な管理について

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(農業用ため池の管理)

第五条 農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならない。

農業用ため池は、ため池所有者等が管理を適正に行うことで、必要な農業用水が貯留され、決壊等による水害の発生を防止することができる。

本法第5条で規定している「適正な管理」とは、農業用水の貯留機能の発揮及び農業用ため池の決壊等による水害の発生防止を目的とした、所有者等が行う施設点検や補修・補強、洪水吐きの堆積土砂の除去、堤体の草刈りなどの日常管理の行為を指す。

なお、本法では、農業用ため池の利水管理や貯水池周辺の防護柵設置等の安全管理については、本法第6条による勧告の対象となる管理には含めていない。（局長通知第6）

2 勧告について

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(勧告)

第六条 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(1) 運用にあたっての留意すべき事項

ア 本法における「勧告」の位置付け

本法第6条で規定している「勧告」には、強制力は存在しない。ただし、「勧告」を受けた特定農業用ため池について防災工事が行われない場合、本法第10条の防災工事の施行に関する命令、本法第11条の代執行を実施できる。

イ 所有者等が「管理上必要な措置」を講じていないと認める場合と判断する基準

堤体の変形、堤体からの漏水、堆積土砂等による洪水吐き通水断面の阻害など、農業用水の貯留機能の発揮及び農業用ため池の決壊等による水害の発生防止に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、管理上必要な措置（「適正な管理」）を講じていないと判断することが適当である。

なお、管理上必要な措置の判断については、農業用ため池の利用の形態は様々であり、所有者等に対し一律の管理義務を適用することや、管理内容の適否に対する

判断項目・基準やチェックリスト等を示すことはなじまないことから、「ため池管理マニュアル」や「ため池機能診断マニュアル」等を参考に、都道府県ごとに判断されたい。

この判断に当たっては、都道府県は市町村と連携し定期的に現場の状況の確認や施設の管理状況の把握等を行うことが望ましい。

市町村は、日常的にため池の管理状況の把握と管理に対する指導を行っており、市町村から上記の懸念や危険性についての通報を受けた場合は、都道府県は直ちに必要な現地確認等を行う必要がある。これらの行為を効率的に行うためにも、都道府県と市町村は、連絡体制等を整えるとともに、管理状況についての情報共有を行っておくことが望ましい。（局長通知第7の1の（1））

ウ 勧告の内容

本法第6条に基づく勧告に係る措置としては、

- ① 堤体の変形、堤体からの漏水、洪水吐きの破損等に対応するため、本法第9条に規定する補修や補強等の防災工事の実施、
- ② 管理者不在のため、施設の点検や洪水吐きの流木・堆積土砂の除去などの管理が行われていない場合には、管理者の選任や管理上必要な措置の実施、
- ③ 直ちに対策を行わなければならない場合の、落水や土のうの設置などの応急措置の実施

などが考えられる。

農業用ため池の場合、所有者が遠隔地に居住するなど、自ら管理上必要な行為についての判断ができない場合には、勧告により管理者の選任を求めることが考えられる。（局長通知第7の1の（2））

エ 所有者等が確知できず防災工事の勧告ができない場合の考え方

勧告は、該当する農業用ため池の所有者等に対し行うものであるが、災害防止上必要な工事を実施する必要がある場合で、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条で定める探索を行っても所有者等を確知できない場合は、公告手続を経た上で、代執行により、都道府県知事が防災工事を実施できることとしている（本法第11条第1項）。

所有者は確知できないものの、管理者は判明している場合、管理者に勧告することができる。なお、管理者に対する勧告は、管理者が有する権限に照らして管理者が措置可能な行為に限られる。

（2）勧告の手続等

勧告は、勧告の必要性和内容を明確に示すため、農業用ため池の名称及び所在地並びに勧告の内容及び勧告の理由を記載した書面で行うものとする。

勧告は、的確な送達の方法を選択すべきであり、より慎重を期す観点から、配達証

明郵便又は内容証明郵便とすることが望ましい。(局長通知第7の2)

(3) 河川担当部局との調整について

ア 河川許可工作物の場合（農林担当部局から河川担当部局への連絡）

河川許可工作物である農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に対してあらかじめ勧告する内容について連絡を行う（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由）。

また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を、河川管理者に連絡（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由）するとともに、地方農政局等（北海道においては農林水産省、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局となる。以下同じ。）へ報告する。(局長通知第8の1)

イ 河川管理施設との兼用工作物の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

河川管理施設との兼用工作物である農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行う（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由）。

また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を、河川管理者に連絡（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由）するとともに、地方農政局等へ報告する。(局長通知第8の2)

ウ 流域貯水浸透事業等により治水機能を賦与された農業用ため池（保全調整池を除く）の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

農業用ため池に治水機能を賦与する事業に際し、協議又は許可の申請があつた農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、都道府県（指定都市）河川担当部局（流域貯留浸透事業等の実施主体が市町村の場合は、都道府県（指定都市）の河川担当部局を経由して、市町村河川担当部局）とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行う。また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を都道府県（指定都市）河川担当部局に連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。(局長通知第8の3)

エ 保全調整池の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）で定める雨水貯留浸透施設のうち同法第23条に基づく保全調整池（以下単に「保全調整池」という。）に位置付けられている農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、都道府県（指定都市・中核市）河川担当部局とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行うこと。

また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を都道府県（指定都市・中核市）河川担当部局に連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。
（局長通知第8の4）

第4章 特定農業用ため池の指定等

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(特定農業用ため池の指定等)

第七条 都道府県知事は、農業用ため池であつてその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、特定農業用ため池として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

4 農業用ため池の所在地を管轄する市町村長又は農業用ため池の所有者等、農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、当該農業用ため池が第一項に規定する要件に該当し、同項の規定による指定をする必要があると思料するときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

5 第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令

(特定農業用ため池の指定の要件)

第一条 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（次号及び第三号において「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が百メートル未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。次号及び第三号において同じ。）が存すること。

二 貯水する容量が千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が五百メートル未満の区域に住宅等が存すること。

三 貯水する容量が五千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当すること。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(特定農業用ため池の指定の要件)

第七条 令第一条第四号の農林水産省令で定める要件は、同条第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池の管理を行う者を確認することができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれ大きいと認められることとする。

1 指定要件と指定に当たっての検討内容

(1) 指定要件の考え方

令第1条第1号から第3号では、当該農業用ため池から住宅等までの水平距離又は貯水量に基づき特定農業用ため池に指定する要件を規定している。この指定要件は、過去に決壊したため池（56 か所）において氾濫解析結果をもとに浸水想定区域図を作成し、貯水量に応じた決壊に伴う影響範囲（決壊に伴う流水により歩行が不可能となる範囲（水深 0.5m 以上かつ流速 1.0m/s 以上又は水深 1.0m 以上かつ流速 0.5m/s 以上））を推定した上で、これを包括するように定めたものである。特定農業用ため池の指定に当たって、ため池の決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）については、貯水量又は地形から推定することとし、これにより難しい場合は、氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し、令第1条第1号から第3号までの要件との適合を判断する。

また、令第1条第1号から第3号までは、前述のとおり、過去に決壊したため池の氾濫解析をもとに規定したものであることから、地形状況、ため池上流域の土砂崩壊の危険性（土砂災害警戒区域や地すべり防止区域）、下流の住宅や公共施設の状況等から指定の必要性が特に高いと認められるものについては、令第1条第4号の要件により指定することとする。

(2) 指定に当たっての留意事項

ア 令第1条1号から第3号までに該当しないものの、要件の境界付近に住宅等が存在し、被害を及ぼすおそれがあるものについては、個別のため池ごとに氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し、影響範囲に住宅等があることを確認することにより、特定農業用ため池として指定することができる。

イ 一方、浸水想定区域図を作成し、ため池が決壊しても歩行が不可能となる範囲に住宅等がない場合（居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがない場合）は、令第1条第1号から第3号までに該当しても特定農業用ため池に指定しないことができる。

ただし、特定農業用ため池は、将来にわたって、豪雨時等に注意すべきため池であることから、施設の一定の安全性が確保されている、若しくは、防災・減災対策を講じ、一定の安全性が確保されたことをもって、特定農業用ため池から除外することはしない。

ウ 重ね池の場合は、上流のため池の貯水量を下流のため池に合算して指定の判断を行い、特定農業用ため池に指定する場合は上流のため池も含めて指定する。

（局長通知第9）

(3) 特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の関係

「特定農業用ため池」の指定要件は、「防災重点農業用ため池」の指定要件と同じで

あるが、「防災重点農業用ため池」のうち、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池については、国有財産法や地方自治法等の法令に基づき適正に管理されることとなるため、「特定農業用ため池」の指定の対象外としている。

2 特定農業用ため池の指定の手続

特定農業用ため池の指定要件は、防災重点ため池の選定基準と同じ内容であることから、本法施行後、防災重点ため池に選定されている農業用ため池については速やかに特定農業用ため池に指定することが望ましい（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）。特定農業用ため池を指定しようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、特定農業用ため池を指定したときは、指定した特定農業用ため池の名称と所在地、指定した年月日を公示することが必要である（本法第7条第2項及び第3項）。

また、特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の指定要件は同じ内容であることから、特定農業用ため池として指定していないため池を防災重点農業用ため池に指定しようとするときは、あらかじめ又は同時に特定農業用ため池にも指定する（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）。その際、事務の簡素化のため、特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の指定に関する関係市町村長への意見聴取を同一文書で行うことも考えられる。

特定農業用ため池を指定した際には、指定した旨を届出者（所有者等）に知らせるとともに、特定農業用ため池の周辺住民が、豪雨時等の避難の際に正しく判断できるように、市町村の広報誌等を活用して周知することが有効と考えられる。

3 利水者等が指定を知事に申し出る場合の手続

農業用ため池の所在地を管轄する市町村長、所有者、管理者、利水者、近隣の住民等の利害関係人は、当該農業用ため池が指定要件に該当し指定する必要があると思料するときは、当該農業用ため池の名称、所在地、申出の理由及び利害関係の内容を記載した書面により都道府県知事に申し出ることができる（本法第7条第4項）。

4 指定の解除について

特定農業用ため池は、決壊による水害等により、その周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして指定したものである。特定農業用ため池については、防災工事の実施等を行い、一定の安全性を確保することとしているが、異常気象等により不測の事態が生じるおそれもある。このため、①周辺の家屋又は公共施設がなくなった場合、②貯水容量が縮小した場合など、令第1条で定める指定要件に該当しなくなった時は、指定の解除を行うことができるが、防災・減災対策を講じたことをもって解除することはないものとする。（局長通知第10）

なお、特定農業用ため池の指定の解除については、都道府県は特定農業用ため池が存する市町村長の意見を聴くとともに、解除に当たっては、その旨を公示するものとする

(本法第7条第5項)。また、特定農業用ため池の指定を解除しようとするときは、同時に防災重点農業用ため池の指定も解除することが適当である。

5 関係部局との調整について

(1) 河川担当部局との調整

ア 河川許可工作物の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡）

河川許可工作物である農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に連絡（一級河川大臣管理区間にあっては、都道府県河川担当部局を経由）するとともに、地方農政局等へ報告する。（局長通知第11の1の（1））

イ 河川管理施設との兼用工作物の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

河川管理施設との兼用工作物である農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者とあらかじめ指定する内容について連絡調整を行う（一級河川大臣管理区間にあっては、都道府県河川担当部局を経由）。

また、当該農業用ため池を特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に連絡（一級河川大臣管理区間にあっては、都道府県河川担当部局を経由）するとともに、地方農政局等へ報告する。（局長通知第11の1の（2））

ウ 流域貯水浸透事業等により治水機能を賦与された農業用ため池（保全調整池を除く）（※）の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

農業用ため池に治水機能を賦与する事業に際し、本法による協議又は許可の申請があった農業用ため池に対して、本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、都道府県（指定都市）河川担当部局（流域貯留浸透事業等の実施主体が市町村の場合は、都道府県（指定都市）を経由して、市町村河川担当部局）に対して、あらかじめ指定する内容について連絡調整を行う。

また、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を都道府県（指定都市）河川担当部局に連絡するとともに地方農政局等へ報告すること。（局長通知第11の1の（3））

※ 農林担当部局に対し、流域貯留浸透事業等の治水に関する公的事業により、農業用ため池の治水に関する改修にかかる協議又は許可の申請があったもの。

エ 保全調整池の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

特定都市河川浸水被害対策法で定める雨水貯留浸透施設のうち保全調整池に位置付けられている農業用ため池に対して、本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、都道府県（指定都市・中核市）河川担当部局とあらかじめ当該農業用ため池を特定農業用ため池に指定することについて連絡調整を行う。

また、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池を指定した旨を、都道府県（指定都市・中核市）河川担当部局へ連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。（局長通知第11の1の（4））

（2）森林担当部局への通知（保安林に指定されている区域内の場合）

保安林に指定されている区域内の農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、その指定したため池の名称及び所在地を都道府県森林担当部局へ通知する。（局長通知第11の2）

第5章 行為の制限

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(行為の制限)

- 第八条 特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（次条第一項において単に「土地改良事業」という。）の施行として行う場合
 - 二 次条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第十条第一項の規定による命令に係る防災工事の施行として行う場合
 - 三 非常災害のため必要な応急措置として行う場合
 - 四 当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として農林水産省令で定めるものを行う場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が当該特定農業用ため池の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもって足りる。
- 4 前条第一項の規定による指定の際現に特定農業用ため池について第一項の許可を受けなければならない行為をしている者は、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令

(特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第二条 法第八条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 当該特定農業用ため池に係る水底の掘削
- 二 当該特定農業用ため池に係る岸の形状の変更
- 三 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(制限行為で許可を要しない行為)

第八条 法第八条第一項第四号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定農業用ため池の管理に係る行為
- 二 土質試験その他の特定農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削
- 三 河川法第八条に規定する河川工事の施行として行う行為
- 四 国又は都道府県が砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事の施行として行う行為

- 五 国又は都道府県が森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業の施行として行う行為
- 六 国又は都道府県が地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為
- 七 都道府県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為

1 行為制限の対象

（１）許可を要する行為

本法第8条第1項で規定する許可を受けることが必要な「特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為」は、堤体の形状を直接変更する行為（堤体にアンカーを設置して係留索で水上設置型太陽光発電設備を固定する行為を含む。）のほか、水底の掘削や岸の形状の変更（水底又は岸にアンカーを設置して係留索で水上設置型太陽光発電設備を固定する行為を含む。）、取水設備又は洪水吐きの変更や廃止のように、堤体と密接に関わっている部分の形状を変更する行為や堤体の基礎地盤の安定性に影響を及ぼす行為としている。

堤体以外への行為も許可を受けることとしているのは、例えば、水底の掘削によって水底から堤体の基礎地盤が水が浸透することで、堤体の安全性に影響を及ぼすことが想定されるほか、堤体周辺の岸の形状の変更による法面の不安定化（岸にある竹木の伐採については、岸の形状の変更には当たらない。）や、取水設備の変更による設備の周辺部からの漏水、洪水吐きの変更による放流能力の低下などは、いずれも堤体の安全性に影響を及ぼすことが想定されるためである。

なお、行為制限の範囲は、堤体、取水設備、洪水吐きに加え、水底及び岸（貯水面と接する堤体天端高さ以下の斜面（垂直面を含む））であり、それら以外の場所で行われる行為（特定農業用ため池の上流にある山林の伐採等）は、許可を要する行為には含まない。

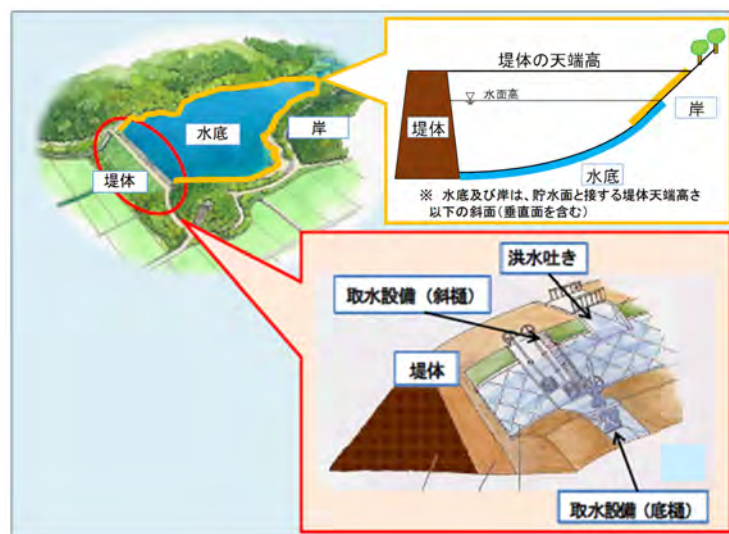


図-9 行為制限の範囲のイメージ

(2) 許可を要しない行為

ア 本法第8条第1項第1号の「土地改良事業」を行為制限の対象外としている理由

土地改良事業については、土地改良法第7条第1項に基づき、土地改良事業計画を策定し、第8条の審査及び公告等の手続を経て計画が確定する。ため池を対象とする土地改良事業を行うに当たっては、その行為の内容に応じて、堤体や基礎地盤などの力学的・水理的安定性を確認し、土地改良法施行令第2条2号の「技術的に可能であること」の要件を満たしていなければならない。

ため池を対象とした土地改良事業については、土地改良法の手続の中でその行為に対する安全性を確認していることから、二重の手続を課すことにならないよう、行為制限の対象外としている。

なお、土地改良法によらず要綱・要領をもとに実施する事業又は都道府県や市町村の資金を活用し実施する事業に関し、本法第9条により定める防災工事に該当しないものについては、本法第8条第1項の許可を要するので留意されたい。

イ 本法第8条第1項第3号の「非常災害のため必要な応急措置」の内容

「非常災害」とは、気象又は突発事故等の原因は問わず、農業用ため池の全部又は一部の決壊による水害その他の災害により、国民の生命及び財産に被害を及ぼすことをいう。また、「応急措置」とは、農業用ため池の決壊や損傷の拡大防止や再度の災害発生を防止するために実施するもので、堤体等の盛土補強、損傷部における土のうやブルーシートによる養生、竹木の伐採、可搬式ポンプによる強制排水、仮排水路の整備、洪水吐きの流木や堆積土砂の除去等がある。（局長通知第12の2）

ウ 本法第8条第1項第4号の「当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為」の内容

(ア) 堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定農業用ため池の管理に係る行為（規則第8条第1号）

例えば、モグラ等が堤体に掘った穴の埋戻し・突固め、堤体の下流側に設置されている承水路に堆積する土砂排除、取水設備・洪水吐きの流入部付近に堆積している土砂等の排除、水底に堆積した泥土の除去（いわゆる「かいぼり」であり、貯水容量の増大を目的とした掘削とは異なるもの。）、洪水吐きゲートの塗装、コンクリート護岸の目地やひび割れの補修、水位計等の計測機器、撮影機器、防護柵、標識の設置等がある。

また、災害復旧工事（地方公共団体単独補助による復旧工事や自力での復旧工事を含む。）は、機能向上を伴わない原形復旧を基本とすることから、管理に係る行為に該当すると整理している。

(イ) 土質試験その他の農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削
(規則第8条第2号)

豪雨や地震に対する安定性の確認等を目的として行う行為であるが、調査終了後には、原形に近い状態に復旧されるものである。これには、築堤材料の性質や堤体の浸潤線を把握するもの、取水設備の劣化状態を把握するものなどがある。

(ウ) 他法令により規定される工事の施行として行う行為（規則第8条第3号～7号）
規則第8条第3号から第7項号までに規定する以下の行為に関し、

- ・ 河川法第8条に規定する河川工事については、同法に基づく技術基準等によって安全性が確認されること、
- ・ 河川法第8条以外の法令に規定する工事等については、当該工事の基準を遵守し、特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすことがないように施行することを当該法令の所管部局との間で確認したこと

から、特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として位置付けている。（局長通知第12の2）

- ① 河川法第8条に規定する河川工事の施行として行う行為（規則第8条第3号）
- ② 国又は都道府県が砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防工事の施行として行う行為（規則第8条第4号）
- ③ 国又は都道府県が森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業の施行として行う行為（規則第8条第5号）
- ④ 国又は都道府県が地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為（規則第8条第6号）
- ⑤ 都道府県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為（規則第8条第7号）

2 許可申請又は協議の手続

本法第8条第1項で規定する行為をしようとする者が、あらかじめ都道府県知事の許可を受けるに当たって必要となる許可申請書又は国又は地方公共団体が本法第8条第3項の規定により都道府県知事に協議するに当たって必要となる協議書に、ため池の名称及び所在地並びに行為の内容、施行方法、着手予定年月日及び完了予定年月日その他必要な事項を記載し、行為の計画に係る計画説明書（必要に応じ、その行為がため池の安全性に影響を及ぼさないことを示す計算書を含む。）及び計画図を添付する。

なお、当該申請に対する処分をするまでの標準的な期間については、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基づき都道府県ごとに定めるように努めることとされている。

許可申請書や協議書、またそれらの添付書類に不備がある場合は、都道府県知事は当該許可申請や当該協議を受理しないことがある。また、申請が不許可、または協議が不

成立となる場合もある。許可申請書の再提出若しくは再協議の必要が生じた時点又は申請不許可若しくは協議不成立となった時点で、事業実施主体（許可申請者又は協議者）が建設業者等との契約を締結していた場合には契約内容を見直すこととなるほか、見直し内容によっては再設計や用地関係の再調整、工事費等の増額が必要となる可能性がある。このため、許可の申請や協議の前に期間を十分に確保した上で、都道府県等の担当部局は、許可申請書や協議書提出に必要な書類等について事業実施主体から相談を受けることが望ましい。（局長通知第 12 の 3）

また、許可申請や協議に係る特定農業用ため池が、砂防法等の他の法令による規制を受ける区域に立地している場合には、当該法令に基づく許可申請の手続が必要な場合があることから、この手続に要する期間も考慮して準備を進める必要がある。

3 許可の可否の決定に当たっての留意事項

都道府県知事は、本法第 8 条第 1 項で規定する行為について、許可の可否を決定するに当たっては、申請に基づく行為に応じて、ため池の力学的・水理学的安全性などを検討する必要がある。許可の可否は個別の行為ごとに判断する必要があるため、土地改良事業計画設計基準や土地改良事業設計指針「ため池整備」、許可申請者が用いている技術基準等を参考にすること。

また、許可に当たっては、必要に応じ、工事報告書の提出などの条件を付すものとする。（局長通知第 12 の 4）

4 国又は地方公共団体が行う行為に係る協議の成立に当たっての留意事項

国又は地方公共団体が本法第 8 条第 3 項の規定により都道府県知事に協議する場合として、ため池周辺の開発に際し仮設道路を設置するため一時的にため池の岸の形状を変更する場合などが考えられる。こうした協議に当たっては、「3 許可の可否の決定に当たっての留意事項」を参考にすること。

5 関係部局との調整について

（1）河川担当部局との調整

ア 保全調整池の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼす行為について許可の申請又は協議があった場合、都道府県農林担当部局は、当該特定農業用ため池が、特定都市河川浸水被害対策法で定める雨水貯留浸透施設のうち保全調整池に位置付けられている農業用ため池であるときには、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する都道府県河川担当部局とあらかじめ許可の申請又は協議の内容について連絡調整を行う。

また、許可を行った（協議の場合は協議が整った）場合、都道府県農林担当部局は、行為を行う者へ許可した旨を当該農業用ため池が存在する河川区域の都道府県河川担当部局へ連絡する。（局長通知第 13 の 1 の（1））

イ 特定都市河川浸水被害対策法第9条（雨水浸透阻害行為の許可）により許可申請があった場合（河川担当部局と農林担当部局の連絡調整）

特定都市河川浸水被害対策法第9条又は第14条に基づく許可の申請又は協議が都道府県等河川担当部局にあった場合、同法第10条に基づく雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する対策工事が本法第8条に該当するときには、当該河川担当部局より都道府県農林担当部局に連絡（当該行為者に対しては、都道府県農林担当部局への許可の申請又は協議が必要な旨の注意喚起）があることから、当該行為者からの本法第8条に基づく許可の申請又は協議に対する処分に当たっては、都道府県農林担当部局は当該河川担当部局と連絡調整を行う。（局長通知第13の1の（2））

（2）砂防担当部局との調整

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼす行為について許可の申請があった場合、当該特定農業用ため池が、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法の地すべり防止区域等の他法令の許可を要する場合については、その許可の手續の状況についても確認する。また、必要に応じて都道府県砂防担当部局とも連絡調整を行う。（局長通知第13の2）

（3）森林担当部局との調整

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼす行為について許可の申請があった場合、当該特定農業用ため池が、森林法等の他法令の許可を要する場合については、その許可の手續の状況についても確認する。また、必要に応じて都道府県森林担当部局とも連絡調整を行う。（局長通知第13の3）

第6章 防災工事の施行

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(防災工事の施行)

第九条 特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事（土地改良事業の施行として行うものその他農林水産省令で定めるものを除く。

第三項及び次条第二項において同じ。）を施行しようとするときは、当該防災工事に着手する日の三十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出を行った者に対し、当該計画の変更を命ずることができる。

3 第七条第一項の規定による指定の際現に特定農業用ため池について防災工事を施行している当該特定農業用ため池の所有者等は、当該指定のあった日から三十日以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(届出を要しない防災工事)

第九条 法第九条第一項の農林水産省令で定める防災工事は、非常災害のため必要な応急措置として行う防災工事とする。

(防災工事に関する計画の届出)

第十条 法第九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した計画書を提出してするものとする。

一 当該届出に係る特定農業用ため池の名称及び所在地

二 防災工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

三 防災工事の種類及び内容

四 防災工事の施行の方法

2 前項の計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該届出者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し

二 当該届出者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

三 特定農業用ため池の位置図、平面図、構造図その他必要な図面

四 その他参考となるべき書類

3 法第九条第三項の規定による届出については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項第二号中「着手予定年月日」とあるのは、「着手年月日」と読み替えるものとする。

1 防災工事に関する計画の届出方法

(1) 届出対象となる防災工事に関する計画

特定農業用ため池の防災工事（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策及び廃止の工事）を行う所有者等は、本法第9条第1項の規定に基づき、当該防災工事に着手する日の

30 日前までに、当該防災工事に関する計画（以下「防災工事計画」という。）を都道府県知事に提出しなければならない。

また、防災工事を施行している農業用ため池が、本法第 7 条第 1 項の規定により、特定農業用ため池に指定された場合には、本法第 9 条第 3 項の規定により、所有者等は当該指定のあった日から 30 日以内に当該防災工事計画を都道府県知事に提出しなければならない。

ただし、土地改良法に基づく土地改良事業及び非常災害のため必要な応急措置として行う工事の場合は、防災工事計画の届出を求めないこととしている（「第 5 章の 1 の（2）許可を要しない行為」を参照）。また、災害復旧工事（地方公共団体単独補助による復旧工事や自力での復旧工事を含む。）や、堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつなどの農業用ため池の管理に係る行為は、防災工事には該当しない。一方、ため池工事特措法第 5 条に基づき、都道府県知事が定める防災工事等推進計画に位置付けた防災重点農業用ため池に係る防災工事であっても、土地改良法によらず要綱・要領をもとに実施する事業等で防災工事を実施する場合は、当該防災工事計画を都道府県知事に提出しなければならない。

（2）届出の留意事項

ア 防災工事計画に記載する内容

防災工事計画に記載する事項は、規則第 10 条第 1 項により定められた「防災工事を行う特定農業用ため池の名称及び所在地」、「防災工事の着手予定年月日及び完了予定年月日」、「防災工事の種類及び内容」並びに「防災工事の施行の方法」となり、別に定める防災工事計画書の様式により届出を行う。

また、規則第 10 条第 2 項により、防災工事計画書には「届出者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し」、「届出者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類」、「当該特定農業用ため池の位置図、平面図、構造図その他必要な図面」並びに「その他参考となるべき書類」を添付する。

「その他参考となる書類」とは、当該防災工事計画が特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分か都道府県が確認を行う上で必要な資料であり、当該農業用ため池の諸元や状況、当該防災工事の内容等により異なる。届出者より提出された防災工事計画書及び添付書類だけでは、当該防災工事計画が防災上十分か確認できない場合には、都道府県は、必要となる資料等を届出者に提示した上で、防災事業計画書及び添付書類の再提出を求める。

イ 災害が差し迫っている場合等、届出によらず工事を実施する場合の対応

非常災害のために必要な応急措置として行う工事については、本法第 9 条第 1 項の防災工事の届出の対象外とする。なお、応急措置を行った後に、当該特定農業用ため池を保全するための恒久的な対策を防災工事として実施する必要がある場合に

は、防災工事計画を作成し、都道府県に提出し対策を講ずる必要がある。

また、災害により堤体その他周辺施設が損傷し、再度の災害発生のおそれがある場合は、災害復旧事業の査定前着工制度を活用して応急措置を講じた後に、本復旧を実施することができるが、災害復旧工事については防災工事には該当しない。

ウ 土地改良事業以外の事業により防災工事を実施する場合について

土地改良法によらず要綱・要領をもとに実施する事業又は都道府県や市町村の資金を活用し実施する事業については、所有者等が防災工事計画を届け出る必要がある。

(3) 届出のスケジュールに関する留意点

ア 届出の期限（本法第9条第1項）

防災工事計画は、当該防災工事に着手する30日前までに都道府県知事に提出される必要がある。

ここでいう工事の着手とは、例えば公共工事の場合は、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

「当該防災工事に着手する30日前までに」とは、防災工事計画を届け出た日の翌日から工事着手日の前日までの日数が30日間以上あることを意味する。例えば、5月31日に特定農業用ため池の防災工事に着手する場合は、4月30日が届出期限となる。

イ 計画の変更の命令の期限（本法第9条第2項）

都道府県知事は、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命ずることができる。

「30日以内に限り」とは、届出を受理した日の翌日から起算し、30日以内を意味する。例えば、4月30日に特定農業用ため池の防災工事計画を都道府県が受理した場合には、5月30日までは変更命令を出すことができる。

また、防災工事計画書及び添付資料だけでは、当該防災工事計画が災害を防止する上で十分か確認できないために、届出者に追加資料の提出を求めた場合には、追加資料を含めた届出書類一式を都道府県知事が受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命ずることができる。

ウ 防災工事計画の届出に関する事前の相談の推奨

防災工事計画は、当該防災工事に着手する30日前までに都道府県知事に届け出ることとなっているが、防災工事計画の内容や添付書類に不備がある場合は、防災工事計画書を受理しないことがある。

また、当該防災工事計画が防災上不十分な場合には、都道府県知事から計画の変更を命ぜられることもある。

防災工事計画を再提出する必要性が生じたり、計画の変更について命令を受けたりした時点で、当該防災工事の事業実施主体（届出者）が建設業者等との工事に関する契約や資材購入に関する契約を締結していた場合には、契約内容を見直すこととなるほか、当該防災計画の見直し内容によっては、工事の再設計や用地関係の再調整、工事費の増額が必要となり、防災工事の実施に当たっての手戻りが生じる。

都道府県等の担当部局は、届出の前に余裕期間を十分に確保した上で、防災工事計画に必要な書類等について事業実施主体から相談を受けることが望ましい。（局長通知第 14）

また、防災工事を予定している特定農業用ため池が、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）や河川法等の他の法令による規制を受ける区域に立地している場合には、当該法令に基づく許可申請の手続が必要な場合があることから、この手続に要する期間も考慮して準備を進める必要がある。

エ 防災工事計画の変更を命じた場合

都道府県知事は、所有者等に防災工事計画の変更について命じた場合には、変更された防災工事計画を確認する必要がある。

2 防災工事計画において確認すべき内容

（１）防災工事の概要

ア 耐震対策

地震時における堤体の破壊に対応するため、耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修の工事であり、堤体の拡幅、押さえ盛土による補強、地震計等の管理施設の設置等を行うものである。

イ 豪雨対策

豪雨時における堤体からの越流や浸透による堤体の破壊に対応するため、ため池に流入する洪水を安全に流下させるための洪水吐きの拡幅、堤体の嵩上げ等を行うものである。

ウ 老朽化対策

築造後における自然的・社会的状況の変化等による堤体の損傷等に対応するため、ため池の改修や付帯施設の整備を行う工事であり、堤体の漏水防止、必要な堤体断面の確保等を行うものである。

エ 廃止

農業用として利用し得る状態にあり、現に利用されていないものの、他用途に転用されていないため池において、貯水機能を廃止するための工事であり、堤体の V 字カット（開削）、一部若しくは全部の撤去又は貯水池の埋立てを行うものである。

（２）防災工事に関する計画に係る判断基準

提出された防災工事計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他災害を防止する上で十分かどうかについては、施行しようとする対策の目的に応じて適切な審査を行うことが必要である。なお、防災工事計画を受理した都道府県は、農林水産省において作成している土地改良事業設計指針「ため池整備」や、これまでも都道府県において整備・運用されている技術基準等を参考に、防災工事の種類に応じて、防災工事計画が十分かどうかを判断する。（局長通知第 15）

ア 耐震対策及び豪雨対策の確認点

防災工事を必要とする対策の内容に応じて、①堤体のすべり破壊等に対する安定性、②堤体の浸透破壊に対する安定性、③必要な堤防高、④設計洪水量を流下させるための洪水吐きの能力等を確保するために確実に施行されるかを確認する。

イ 老朽化対策の確認点

防災工事を必要とする理由に応じて、①漏水防止、②断面不足の堤体補修、③洪水吐きや取水設備の改修、④護岸の整備等による浸食防止等が確実に施行されるかを確認する。

ウ 廃止工事の確認点

①廃止後のため池に流入する洪水の流下能力、②必要な下流水路の設置、③掘削残土を使用した埋立てを行う場合は土砂流出防止措置がなされているか等を確認する。

なお、ため池の対策としては、ため池工事特措法第 5 条に基づき都道府県知事が定める防災工事等推進計画に基づき、劣化状況評価と地震・豪雨耐性評価を実施し、両方又はいずれか一方の評価の結果、防災工事が必要と判断された防災重点農業用ため池について、必要な耐震、豪雨、老朽化の全ての対策を一体的に実施することが望ましいが、対象となる防災重点農業用ため池の箇所数が多い等の理由により防災工事の完了までに一定の期間を要する場合が想定される。そのため、防災工事が完了するまでの当面の間、必要に応じて応急的な防災工事の実施及び管理・監視体制の強化を図る。

3 特定農業用ため池の指定の際に現に防災工事を施行している場合の届出

指定の際、既に防災工事を施行している当該特定農業用ため池の所有者等から事後的に計画内容を確認するために都道府県知事への届出をすることとしている。

4 関係部局との調整

(1) 砂防担当部局との調整

特定農業用ため池の防災工事について、当該特定農業用ため池が、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法の地すべり防止区域等の他法令の許可を要する場合については、その許可の手続状況についても確認する。また、他法の行為制限の許可を受ける防災工事について変更命令を行う際には、許可を出す都道府県砂防担当部局とも連絡調整を行う。(局長通知第 16 の 1)

(2) 森林担当部局との調整

特定農業用ため池の防災工事について、当該特定農業用ため池が、森林法等の他法令の許可を要する場合については、その許可の手続状況についても確認する。また、他法の行為制限の許可を受ける防災工事について変更命令を行う際には、許可を出す都道府県森林担当部局とも連絡調整を行う。(局長通知第 16 の 2)

5 防災工事の施行に関する命令と代執行

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(防災工事の施行に関する命令)

第十条 都道府県知事は、第六条の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、当該特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該防災工事の施行を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、当該届出を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずることができる。

(1) 防災工事の施行に関する命令の発出

ア 防災工事の施行に関する命令

都道府県知事は、防災工事を行うよう勧告を受けた当該農業用ため池の所有者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、防災工事の施行を命ずることができる(本法第 10 条第 1 項)。

また、届出された計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、当該計画に従って防災工事を施行することを命ずることができる(本法第 10 条第 2 項)。

なお、「相当の期限」については、ため池の損傷の程度及び危険度又は切迫性、防災工事の規模又は内容、出水期等を踏まえて設定する。

イ 所有者等が「正当な理由」があるとして、防災工事の施行をしない場合の対応

都道府県知事の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由があるとして防災工事の施行をしない場合は、事実確認のために都道府県の職員等が当該特定農業用ため池の立入調査や所有者等への報告徴収を行い、防災工事を行わない理由についての正当性を判断することになる。

「正当な理由」としては、受注業者の事情で工事が施行されていない場合などが想定されるが、その場合であっても、別途工事を発注するなど速やかに対処することが必要である。防災工事の実施には、農林水産省の補助事業の活用もできることから、単なる工事費の不足については正当な理由として認められない。このように正当な理由が認められない場合には防災工事の施行を命ずることになる。

なお、費用負担が防災工事の実施の妨げとならないように、都道府県や市町村は、所有者等や利水者に対して、農林水産省の補助事業が活用できることについて継続的に周知することが望ましい。また、各都道府県や市町村は、土地改良事業団体連合会等と協力して、防災工事を含む農業用ため池の適正な管理に関する技術的な指導等を管理者等に行うことが考えられる（本法第 21 条第 2 項）。

また、防災工事を命ぜられた所有者等が命令に係る期限までに防災工事を実施しないとき、施行しても十分でないとき又は施行する見込みがないときは都道府県知事が自ら防災工事を行うことができ（本法第 11 条）、当該命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処すとしている（本法第 23 条）。

（２）防災工事の施行に関する命令の内容

本法第 6 条の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等に対する防災工事の施行命令を行うに当たっては、施行すべき防災工事の内容、命令の理由、履行期限等を記した文書により命令を行う。

また、防災工事については、必要に応じて、本法第 18 条に基づく報告徴収及び立入調査により実施状況を確認し（防災工事の完了に当たっては、報告を求める。）、防災工事計画に従って防災工事が施行されていないと認めるときは、計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずる理由、履行期限等を記載した文書により命令を行う。

（局長通知第 17）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

（代執行）

第十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事を施行すべき旨及びその期限までに当該防災工事を施行しないときは、自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告する

ものとする。

- 一 前条の規定により防災工事を施行すべきことを命ぜられた特定農業用ため池の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、又は施行する見込みがないとき。
 - 二 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお特定農業用ため池の所有者等を確認することができないため第六条の勧告をすることができないとき。
 - 三 緊急に防災工事を施行する必要がある場合において、第六条の勧告又は前条の規定による命令をするいとまがないとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により防災工事の全部又は一部を施行したときは、当該防災工事の施行に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定農業用ため池の所有者等から徴収することができる。
 - 3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令

（特定農業用ため池の所有者等の探索の方法）

- 第三条 法第十一条第一項第二号の政令で定める方法のうち特定農業用ため池の所有者に係るものは、当該所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該所有者であって確認することができないものを確認するために必要な情報（以下この項において「不確知所有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。
- 一 当該特定農業用ため池の敷地である土地の登記事項証明書の交付を請求すること。
 - 二 当該特定農業用ため池を現に占有する者その他の当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不確知所有者関連情報の提供を求めること。
 - 三 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の所有者として記録されている者又は前二号の措置により判明した当該特定農業用ため池の所有者と思料される者（以下この号及び次号において「記録名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該記録名義人等に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。
 - 四 記録名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該記録名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該特定農業用ため池の所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知所有者関連情報の提供を求めること。
 - 五 前各号の措置により判明した当該特定農業用ため池の所有者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。
- 2 法第十一条第一項第二号の政令で定める方法のうち特定農業用ため池の管理者（法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人を含む。以下この項において同じ。）に係るものは、当該管理者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該管理者であって確認することができないものを確認するために必要な情報（以

下この項において「不確知管理者関連情報」という。)を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

- 一 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の管理者として記録されている者が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該者に係る不確知管理者関連情報の提供を求めること。
- 二 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の管理者として記録されている者が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該者又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該特定農業用ため池の管理者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該特定農業用ため池に係る不確知管理者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知管理者関連情報の提供を求めること。
- 三 前二号の措置により判明した当該特定農業用ため池の管理者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の管理者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(不確知所有者関連情報を保有すると思料される者)

第十一条 令第三条第一項第二号(令第四条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該特定農業用ため池を現に占有する者
- 二 当該特定農業用ため池の敷地である土地について所有権その他の権利(登記されたものに限る。)を有する者
- 三 前二号に掲げる者のほか、都道府県知事(令第四条において準用する場合にあつては、市町村長)が保有する情報(当該特定農業用ため池の所有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。)に基づき、不確知所有者関連情報を有すると思料される者

(不確知所有者関連情報の提供を求める措置)

第十二条 令第三条第一項第四号(令第四条において準用する場合を含む。)の規定により不確知所有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 記録名義人等が自然人である場合には、当該記録名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該記録名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。
- 二 前号の措置により判明した当該記録名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
- 三 記録名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を求めること。
- 四 記録名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該記録名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。

（特定農業用ため池の所有者を特定するための措置）

第十三条 令第三条第一項第五号（令第四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める措置は、当該特定農業用ため池の所有者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該特定農業用ため池の所在する都道府県（令第四条において準用する場合にあっては、市町村）の区域内においては、当該措置に代えて、当該特定農業用ため池の所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

（不確知管理者関連情報の提供を求める措置）

第十四条 令第三条第二項第二号の規定により不確知管理者関連情報の提供を求める場合については、第十二条の規定を準用する。

（特定農業用ため池の管理者を特定するための措置）

第十五条 令第三条第二項第三号の農林水産省令で定める措置については、第十三条の規定を準用する。

（防災工事の施行に係る費用の徴収）

第十六条 都道府県知事は、法第十一条第二項の規定により防災工事の施行に要した費用を徴収しようとする場合においては、当該特定農業用ため池の所有者等に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（３）代執行を行う場合

特定農業用ため池の所有者等において、防災工事の施行義務があるにもかかわらず、施行義務を履行できない場合など、次に掲げる場合には、都道府県知事が代執行を行うことができるものとしている（本法第 11 条第 1 項）。

ア 命令に係る防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、又は施行する見込みがないとき（本法第 11 条第 1 項第 1 号）。

イ 所有者等が不明で探索を行っても、形状変更の意思確認をするのに必要となる所有者又は管理者が見つからず、防災工事命令の前提となる勧告を出せないとき（本法第 11 条第 1 項第 2 号）。

※ 例えば、共有物については、軽微な補修等を行うときは所有者 1 名が特定できれば実施できるが、改良等の管理行為を行うときは所有者の過半、全面改修等の形状変更を行うときは所有者全員が特定されなければ実施できない。

ウ 緊急に防災工事を施行する必要がある、勧告又は命令をするいとまがないとき（本法第 11 条第 1 項第 3 号）。

【例1】防災工事の施行を命令したが、応じない場合【例2】所有者を確知することができず、廃止する場合

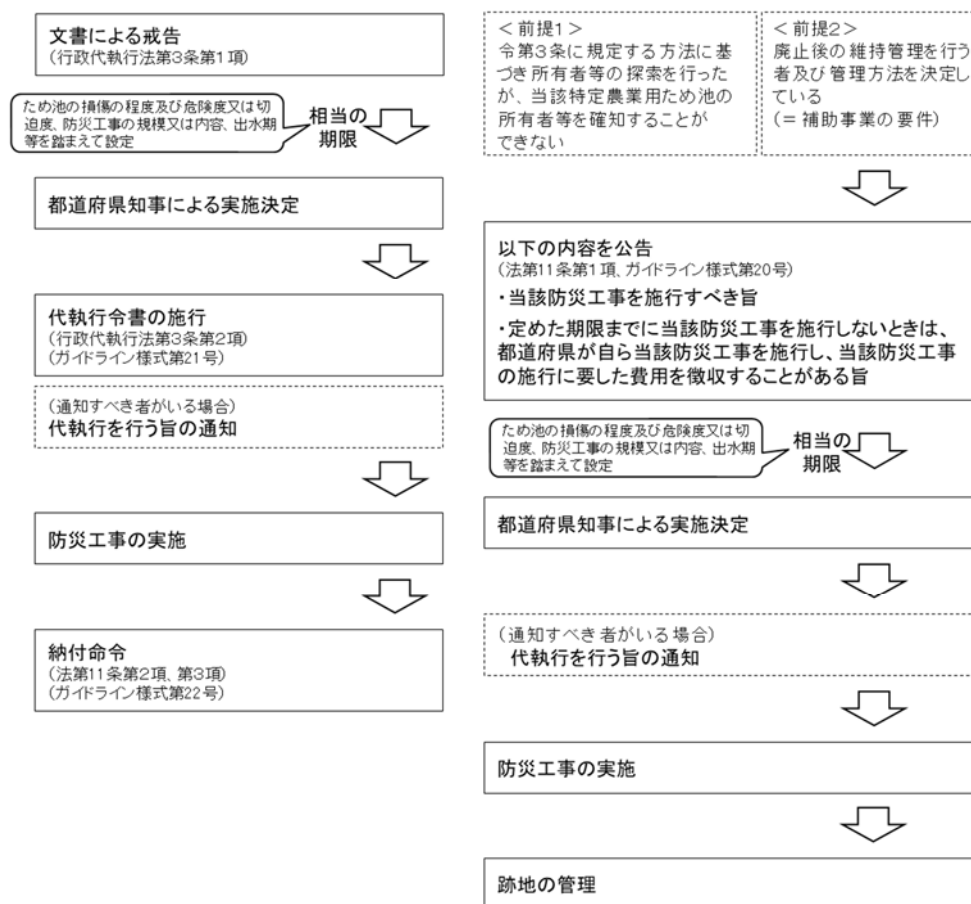


図-10 代執行の手続フロー (例)

(4) 特定農業用ため池の所有者等の探索の方法

防災工事の勧告の対象者については、防災工事の内容によっては管理者がその有する権限に基づき実施できる場合があるため、管理者を含む「所有者等」としている。

農業用ため池は、土地の定着物であり、ため池の所有者とため池に係る土地の所有者が同一であることが一般的であるため、その所有者の探索の方法は、所有者不明土地に関する他の法制と同様の措置をとることとする。

一方、管理者については、財産権に基づく全ての権利行使が可能である所有者と違って、所有者からの授権によって管理できる権限の種類や範囲が異なる (例えば、委任契約に基づいて管理している場合に、形状変更を伴う防災工事を実施することまで管理者に委任されている場合があり得る。) ことから、防災工事の勧告に当たっては、その防災工事の内容が管理者の権限の範囲内かどうかを確認する必要がある。この点、権限を確認する手段として法律上位置付けられているものは本法第4条第3項のデータベースのみであることから、当該データベースに管理者として記録されている者のみを勧告及び探索の対象とすることとする。

ア 所有者の探索方法（自然人の場合）

特定農業用ため池の所有者に係る探索について、都道府県は、当該所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該所有者であって確知することができないものを確知するために必要な情報（以下、「不確知所有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとることとしている。

- ① 当該特定農業用ため池の敷地である土地の登記事項証明書の交付を登記所に請求し、権利者の氏名、住所等に関する情報を取得する（令第3条第1項第1号）。
- ② 不確知所有者関連情報を保有すると思われる以下の者に対して、情報の提供を求める（令第3条第1項第2号、規則第11条第1号～第3号）。
 - ・ 当該特定農業用ため池を現に占有する者（現地確認による情報等を基に、占有者に情報の提供を求める。）
 - ・ 当該特定農業用ため池の敷地である土地について所有権その他の権利（登記されたものに限る。）を有する者（その他の権利とは、当該特定農業用ため池の敷地である土地の登記事項証明書に賃借権や地上権などが記載されている場合の権利を意味し、当該登記事項証明書に記載された氏名、住所を基に情報の提供を求める。）
 - ・ その他都道府県が保有する情報に基づき不確知所有者関連情報を有すると思われる者（届出により把握している者とは別に、既存のため池データベースに記録されていた前所有者など、都道府県の担当職員が業務上知り得る者で、都道府県が保有する情報に記載された氏名、住所等を基に情報の提供を求める。）
- ③ 本法第4条第3項のデータベースに当該特定農業用ため池の所有者として記録されている者又は①若しくは②の措置により判明した当該特定農業用ため池の所有者と思料される者（以下「記録名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、当該記録名義人に係る不確知所有者関連情報の提供を求める（令第3条第1項第3号）。

その際、住民基本台帳を備えると思われる市町村の長には、まず住民票の写しの提供を求め、住民票がない場合は住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しの提供を求めることとし、それにより現住所、移転先の住所、本籍地を明らかにすることとする。

なお、上記の書類の請求は、法令に基づく事務の遂行に必要である場合に該当するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項及び第20条第2項並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第2項の規定に基づき提供を求めることができる（以下同じ。）。

- ④ 記録名義人等が死亡していることが判明した場合、当該記録名義人等が記載された戸籍謄本又は除籍謄本により記録名義人等の相続人を確認し（規則第12条第1号）、当該相続人の現住所を知るためにその相続人の戸籍の附票の写し又は削除された戸籍の附票の写しを請求する（令第3条第1項第4号、規則第12条第2号）。

相続人の戸籍の附票の写し若しくは削除された戸籍の附票の写しがない場合、相続人が死亡していた又は相続人が存在しない場合は公告の手续に進む。

なお、記録名義人等に配偶者がいる場合は、記録名義人等の戸籍謄本等に記載されている相続人は配偶者又は子となるが、記録名義人等に配偶者がいない場合、記録名義人等の戸籍謄本等に記載されている相続人は直系尊属（父母）や兄弟姉妹となる。

ただし、記録名義人等に配偶者及び子がいる場合であって、相続人（記録名義人等の子）の戸籍の附票の写しによって、相続人の子（記録名義人等の孫）の現住所が判明したときは、相続人の子に対して所有者を特定する書類の送付等を行うこととする。相続人の子の転籍等により、相続人の戸籍の附票では現住所が判明しない場合等、相続人を探索する中で相続していると思われる者の現住所が判明しなかった場合は公告の手续に進む。

- ⑤ 上記の措置により判明した所有者と思われる者に対して、当該特定農業用ため池の所有者を特定するための書類を書留郵便により送付する措置を行う（令第3条第1項第5号、規則第13条）。

ただし、当該特定農業用ため池の所在する都道府県の区域内においては、書類の送付に代えて、訪問する措置によることができる（規則第13条）。

イ 所有者の探索方法（法人の場合）

- ① 自然人の場合における措置と同様である（令第3条第1項第1号）。
- ② 自然人の場合における措置と同様である（令第3条第1項第2号、規則第11条第1号～第3号）。
- ③ 記録名義人等が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所の登記官に対し、当該記録名義人に係る不確知所有者関連情報の提供を求める（令第3条第1項第3号）。登記所の登記官に提供を求めるものは商業法人簿等の法人登記簿の登記事項証明書で、それにより法人の事務所の所在地等を明らかにすることとする。
- ④ 法人登記簿によって、所有者と思われる法人が解散して別の法人に合併したことが判明した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人の登記簿を備えると思われる登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求する（令第1号第1項第4号、規則第12条第3号）。

また、法人登記簿によって、所有者と思われる法人が解散し、清算が開始されているが終了していないことが判明した場合（又は清算が終了していても閉鎖登記簿がある場合）は、当該登記簿に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により不確知所有者関連情報の提供を求める（規則第12条第4号）。

- ⑤ 自然人の場合における措置と同様である（令第3条第1項第5号、規則第13条）。

ウ 管理者の探索方法（令第3条第2項、規則第14条及び第15条）

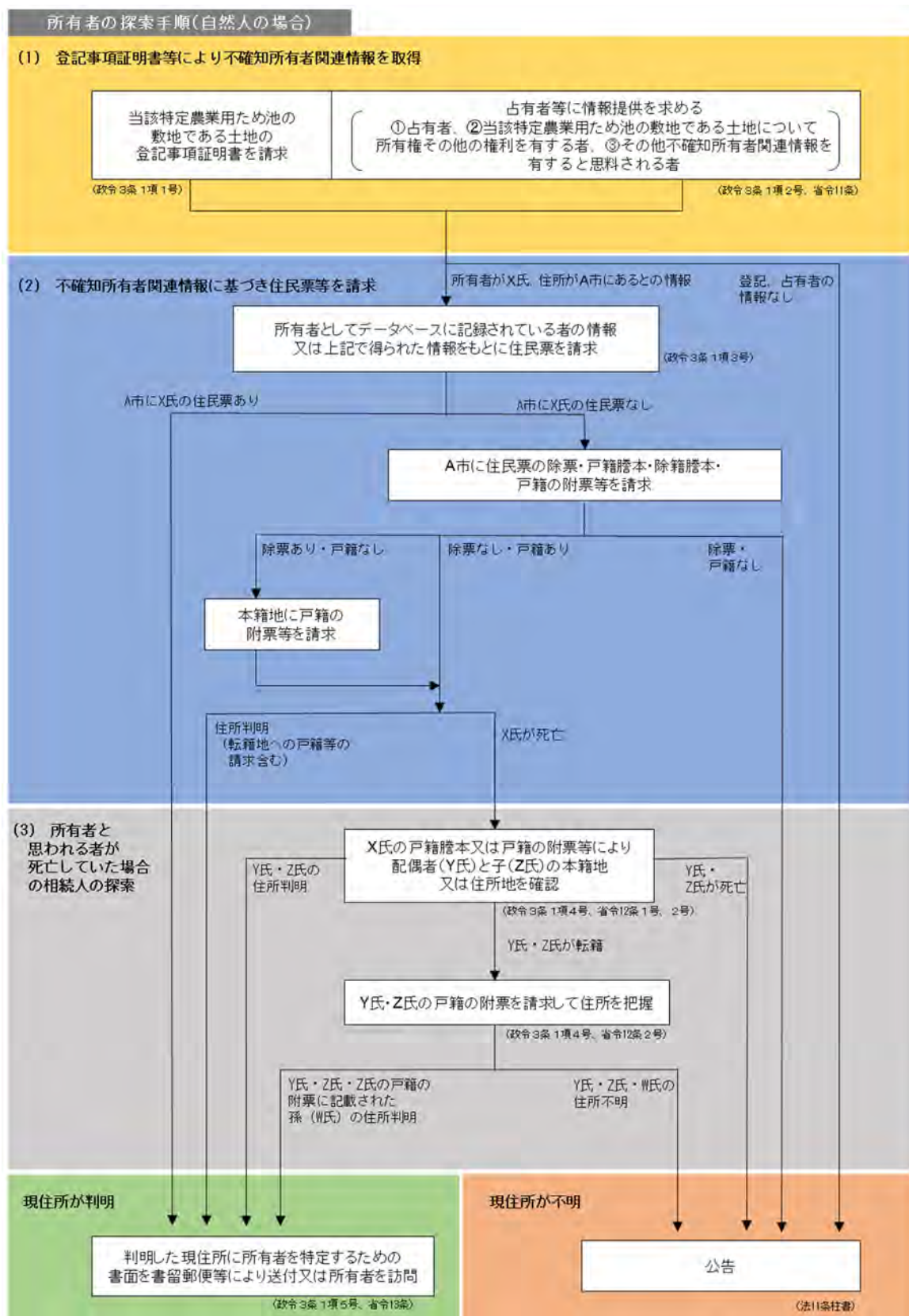
本法第4条第3項のデータベースにより把握していたはずの管理者が不明となつて探索を行う必要がある場合としては、

- ① 当該管理者が転居している場合、
- ② 当該管理者が死亡し、賃借権を相続した者が管理を行っている場合、
- ③ 当該管理者が別法人と合併したことにより、事業がそのまま別法人に承継されている場合

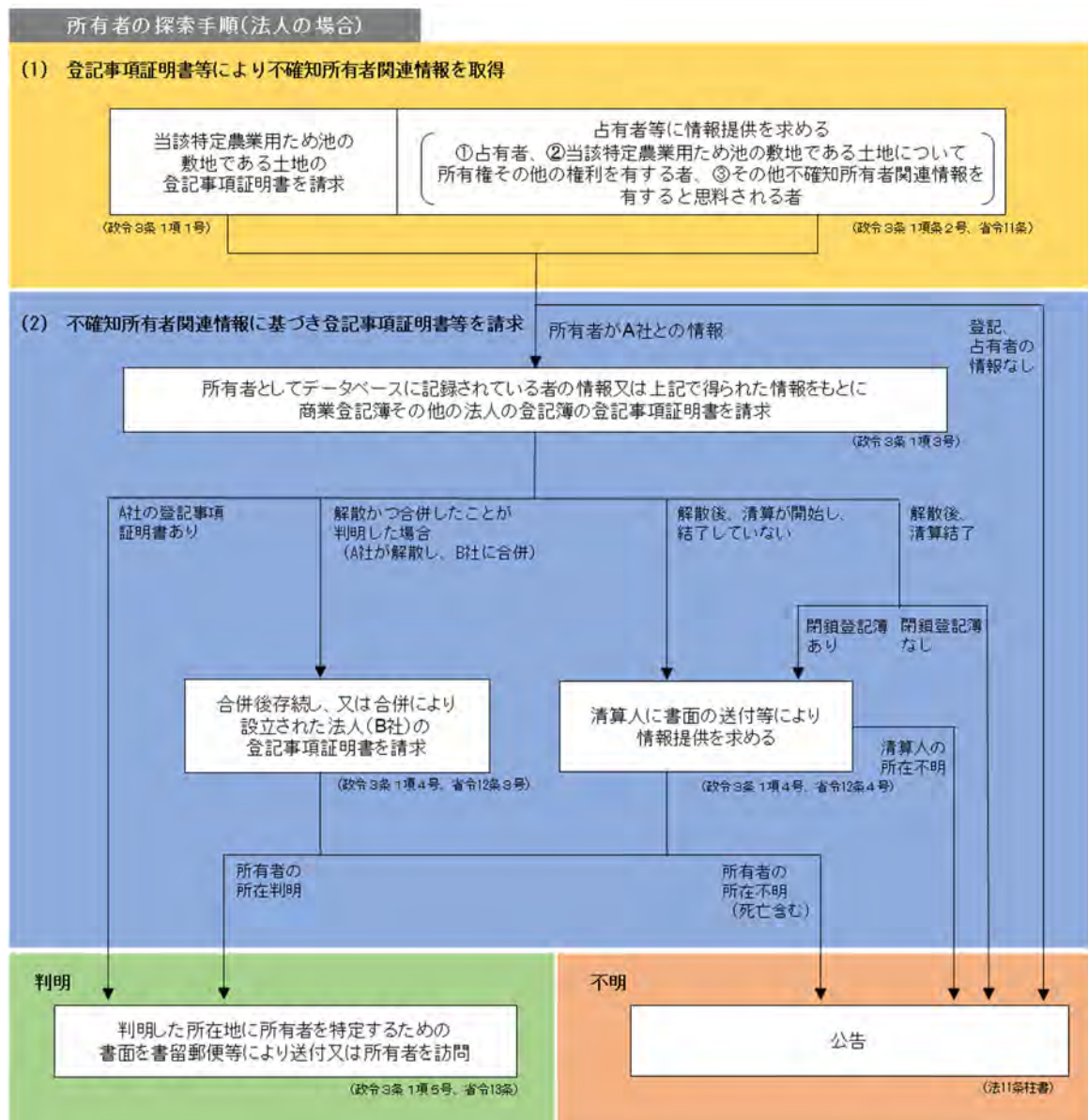
などが想定され、ア及びイの所有者の探索方法のうち、①及び②の措置はとらず、③～⑤の措置をとることとする。

エ 公告の期間

「相当の期限」は、勧告の対象となる特定農業用ため池について、損傷の程度及び危険度又は切迫性、防災工事の規模又は内容、出水期等を踏まえて設定する。



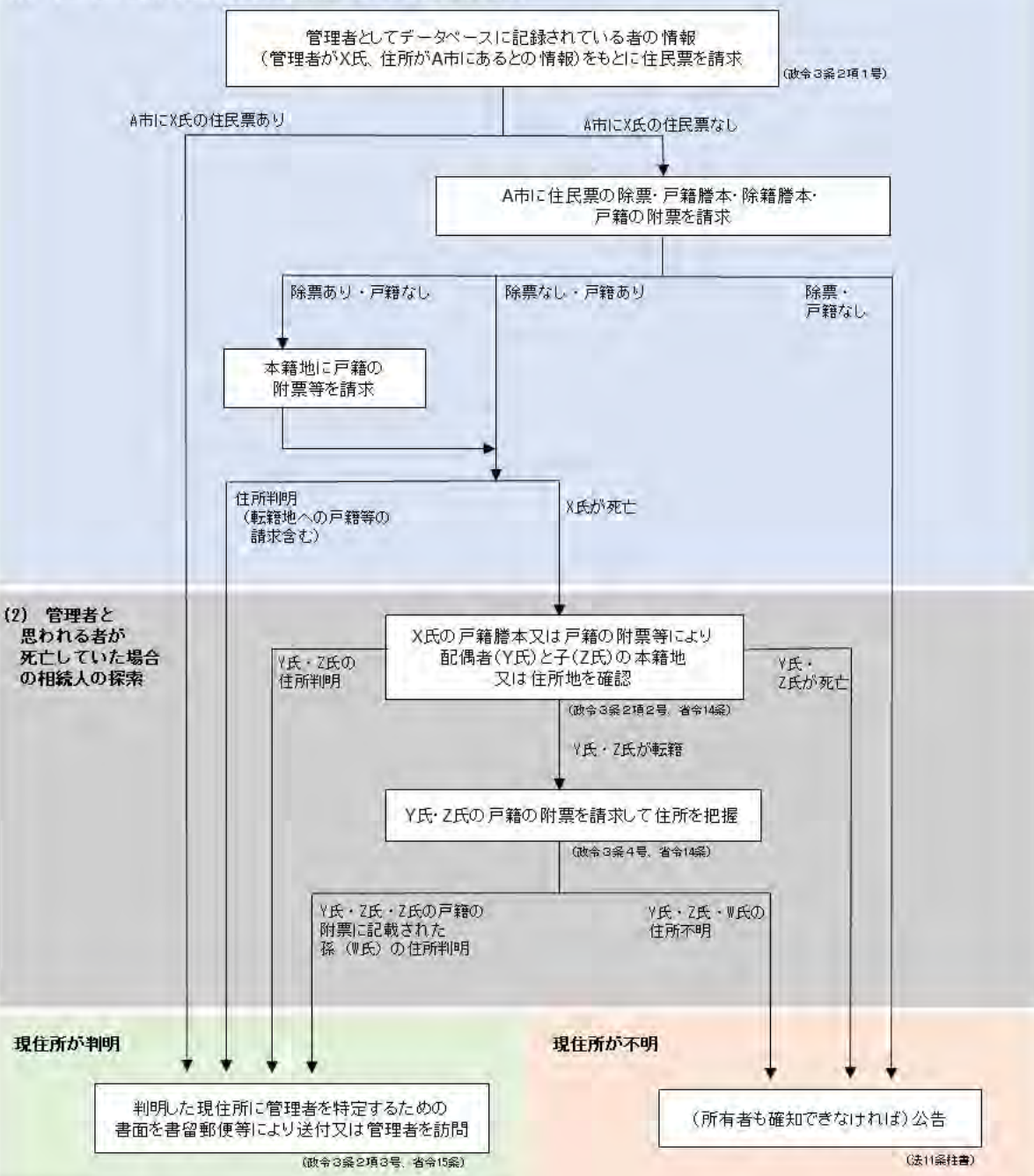
図一11 所有者の探索手順（自然人の場合）



図一12 所有者の探索手順 (法人の場合)

管理者の探索手順(自然人の場合)

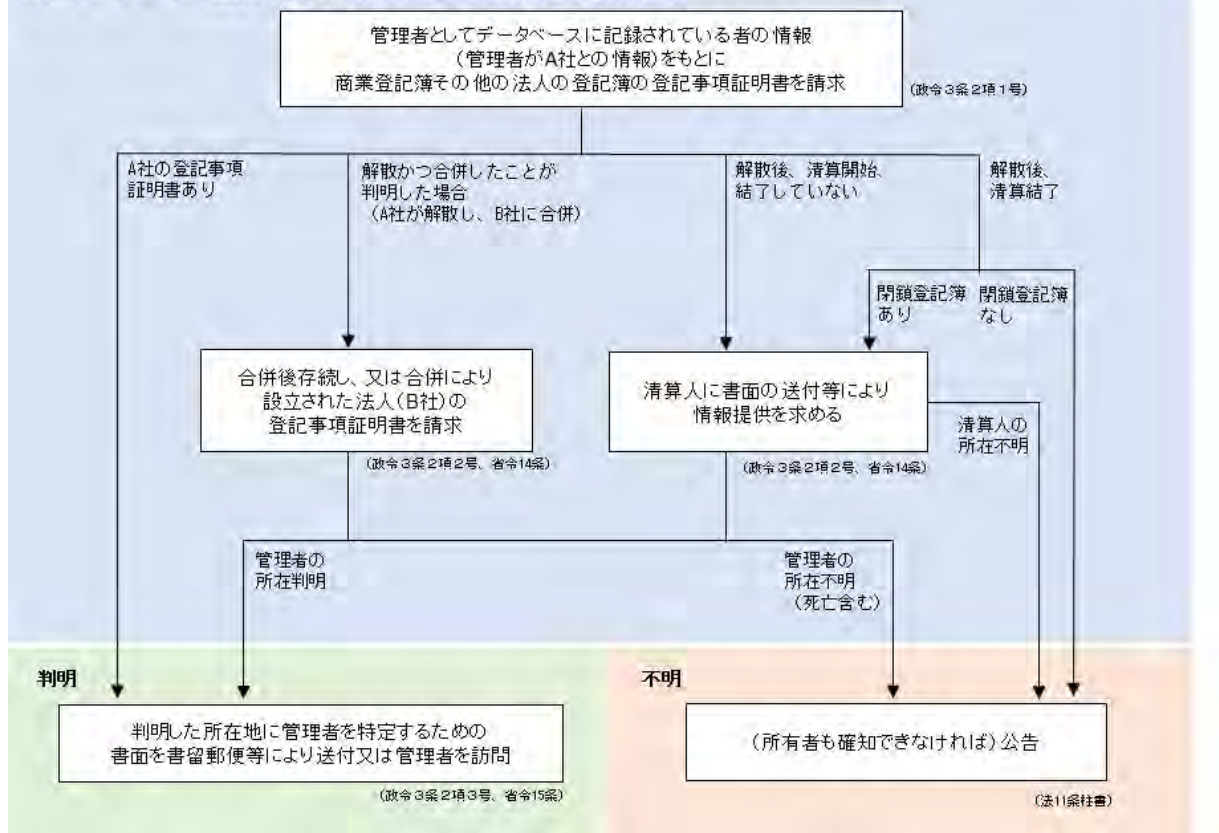
(1) データベースに記録されている情報に基づき住民票等を請求



図一13 管理者の探索手順 (自然人の場合)

管理者の探索手順(法人の場合)

(1) データベースに記録されている情報に基づき登記事項証明書等を請求



図一14 管理者の探索手順（法人の場合）

(5) 費用徴収の手続

本法第11条第2項において、都道府県知事は、代執行に要した費用について、防災工事の施行義務者である所有者等から徴収することができることとしている。その際の費用徴収の手続は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定を準用するものとする。

また、この規定は、代執行に要した費用について、防災工事の受益者である農業用ため池の利用者から地方自治法第224条の分担金として徴収することを妨げるものではない。

なお、所有者等が代執行に要した費用の納付を拒否した場合の費用の徴収については、行政代執行法第6条第1項において「代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる」とされている。

第7章 住民に周知するための措置

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(住民に対する周知のための措置)

第十二条 市町村長は、その区域内に存する特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとする。

1 ハザードマップ等の作成

市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項について、印刷物の配布その他必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めることとしている（本法第12条）。

具体的には、決壊した場合の影響度が大きいため池から優先して、緊急時の避難経路や避難場所を示したハザードマップの作成・公表に努めることが望ましい。

ハザードマップの作成に当たっては、地域住民を含めたワークショップを開催するなど、地元の意見をハザードマップに反映させるとともに、住民の防災意識の向上を図ることが望ましい。

また、ため池が決壊した場合に、浸水し使用できなくなるおそれのある避難場所等については、ハザードマップに適切な説明を加え、住民に注意喚起することが必要である。

管轄区域内のため池数は、市町村によって異なる。ため池数の多い市町村では、短期間で全てのため池のハザードマップを作成することが難しい。このような場合にあっては、まず農業用ため池の基本情報（名称、所在地、総貯水量、緊急連絡先）を記載した地図（ため池マップ）を作成し、住民に周知することも有効である。

また、避難指示等に必要な情報を市町村が的確に把握できるよう、防災重点農業用ため池の所有者や管理者からの緊急時の点検・報告等のルールを定めておくことが望ましい。

2 周知する方法

市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法等を記載した印刷物の直接配布等により、地域の住民が確実に認識できるような方法で周知する必要がある。また、防災掲示板、広報誌、インターネットの利用等を併せて行うとより効果的である。

また、隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ特定農業用ため池については、隣接市町村に必要な情報提供を行い、隣接市町村から情報提供を受けた市町村は、関係する住民に必要な情報の周知を確実に行う必要がある。

第8章 市町村による施設管理権の設定

1 市町村による施設管理権の設定に至る流れ

農業用ため池は、適切な日常管理により、災害の未然防止を図っていくことが重要であるが、農家数の減少や高齢化によって、今後管理が行き届かないため池が増加するおそれがある。

特に所有者不明のため池は、現在の管理体制が維持できなくなった場合、新たに管理者を選任することが困難となり、必要な維持管理ができなくなるおそれがある。

このため、市町村長が、今後も農業用ため池として利用していく必要があると判断した特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が行われておらず、引き続き行われる見込みもない場合であって、所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）を確知することができないときは、市町村長の申請に基づく都道府県知事の裁定により市町村が施設管理権を取得することができる制度を措置することとした（本法第13条～第17条）。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

（裁定の申請）

第十三条 市町村長は、その区域内に存する特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であって、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお当該特定農業用ため池の所有者（数人の共有に属する特定農業用ため池にあつては、当該特定農業用ため池について二分の一を超える持分を有する者。次条第一項第三号において同じ。）を確知することができないときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権（当該特定農業用ため池の所有者のために当該特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理を行う権利をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

2 特定農業用ため池の所有者、特定農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、当該特定農業用ため池について、前項の規定による申請をすべき旨をその所在地を管轄する市町村長に申し出ることができる。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令

第四条 法第十三条第一項の政令で定める方法については、前条第一項の規定を準用する。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

（施設管理権の設定に関する裁定の申請）

第十七条 法第十三条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請

書を提出してするものとする。

- 一 当該申請に係る特定農業用ため池の名称及び所在地
- 二 当該申請に係る特定農業用ため池についての管理及び保全の現況
- 三 その他参考となるべき事項

(1) 裁定の申請手続

市町村長は、本法第 13 条第 1 項の規定に該当する特定農業用ため池について、当該特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理を行う権利（以下、「施設管理権」という。）の設定に関し、都道府県知事に対し、裁定を申請することができるものとする。なお、申請については、当該申請に係る特定農業用ため池についての管理及び保全の現況等を記載した申請書を提出してするものとする。

また、本法第 13 条第 2 項の規定により、特定農業用ため池の所有者（共有持分が過半に満たない場合）、農業用水の利用者や地域住民等の利害関係人は、適切な管理を求めて市町村に裁定の申請をするよう申し出ることができる。

(2) 施設管理権の裁定申請について

ため池の管理としては、①施設操作、②施設の点検、③施設の修繕、④草刈り等がある。これら管理は、一義的には所有者等が責任を負うべきものであり、所有者が不明な場合で、現在の管理者が管理できなくなるおそれがあるときは、地域で話し合いを行い、利水者の中から新たな管理者を選任することが適当である。また、これら管理を全て市町村が行うことは、人員や費用において難しく、本法第 13 条の規定も、これを目的としたものではない。

管理上必要な措置が行われず、農業用ため池として利用する必要がないと判断される特定農業用ため池については、農業用ため池下流の安全を確保するため、必要に応じて代替水源確保の措置を講じた上で、堤体の除去等の廃止を行うことも考えられる。

市町村長が施設管理権の裁定申請を行うに当たっては、まず、農家、集落、水利組合などと事前に十分調整し、例えば、上述した①利水のための施設操作については農家や水利組合、④草刈りについては集落、②施設の点検や③施設の修繕については市町村で行うなど、地域の実情に応じた管理の役割分担を決めた上で、必要に応じて、裁定申請を行うことが重要である。（局長通知第 18 の 1）

(3) 「現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合」の具体的な状況及び判断基準

市町村長が施設管理権の裁定申請を行う特定農業用ため池は、今後も地域農業のためにため池を利用する必要があるものの、農家の減少や管理者の高齢化、管理者が未選任であること等のため、堤体の補修や洪水吐きの土砂撤去等の安全確保に必要な管理上の措置が講じられておらず、今後も必要な措置が講じられる見込みがない場合が

該当する。（局長通知第 18 の 2）

判断基準については、これまで農林水産省が作成し全国に配布している「ため池管理マニュアル」、「ため池機能診断マニュアル」等の資料を参考に、管理上必要な措置が講じられているかを判断することが考えられる。

（４）特定農業用ため池の所有者の探索方法

第 6 章の 5（４）の「所有者（自然人又は法人の場合）の探索方法」と同様の方法（令第 4 条、規則第 11 条～第 13 条）となるが、措置の主体等について「都道府県」と表現されている部分は、「市町村」と読み替えて行うこととなる。

（５）特定農業用ため池の防災工事の代執行に係る都道府県知事による所有者等の探索方法との関係

本法第 11 条第 1 項第 2 号の防災工事の代執行に係る探索方法と法第 13 条第 1 項の裁定の申請に係る探索方法は同じ内容となるが、探索すべき対象者の範囲が異なる。防災工事の場合は、軽微な補修等の管理行為について管理者が実施できることがあるため、防災工事の内容に応じて探索すべき者の範囲に管理者が含まれるのに対し、裁定申請の場合は所有者に限られる。また、裁定申請の場合、当該特定農業用ため池について二分の一を超える持分を有する所有者を特定できれば探索が終了となる（裁定申請は行わないこととなる。）。

（６）数人の共有に属する特定農業用ため池で、過半の持分を有さない共有者又は農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人が単独で申出を行うことの考え方

利害関係人からの申出は、市町村が特定農業用ため池について施設管理権を取得すべきか検討する契機となるよう規定したものであり、実際に市町村が申請を行うかどうかは、申出者以外の利害関係人の事情を考慮して、今後の利用継続の見込み、現在の管理の状況や今後の管理に関する見込み等を踏まえて判断することになる。（局長通知第 18 の 3）

2 裁定に係る都道府県知事の公告等

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

（公告等）

第十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該申請に係る特定農業用ため池が数人の共有に属する場合であって、その所有者の一部が確知されているときは、当該確知されている所有者にこれを通知するものとする。

- 一 当該申請があった旨
- 二 当該特定農業用ため池の名称及び所在地
- 三 当該特定農業用ため池について、所有者を確知することができない旨
- 四 当該特定農業用ため池の所有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水

産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、都道府県知事に申し出て、当該申請について異議を述べることができる旨

五 その他農林水産省令で定める事項

- 2 都道府県知事は、前項第四号に規定する期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(裁定の申請の公告)

第十八条 法第十四条第一項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によりするものとする。

(裁定の申請についての異議)

第十九条 法第十四条第一項第四号（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該申出者が当該特定農業用ため池の所有者であることを証する書類を添付してするものとする。

- 一 当該申出者による特定農業用ため池についての管理の状況
- 二 当該申出の趣旨及びその理由
- 三 その他参考となるべき事項

(1) 公告

市町村長から都道府県知事に裁定の申請があった場合は、①申請があった旨、②申請のあったため池の所在地、③所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）が確知できない旨、④所有者は公告の日から6月以内に異議を申し出ることができる旨等を公告するほか、確知されている所有者には通知するものとする。

公告は、都道府県の公報への掲載やインターネットの利用のほか、市町村の掲示板への掲示などの方法により行うことが考えられる。

(2) 裁定申請に係る異議申出

裁定申請に係る異議申出は、様式例を参考にした申出書により、都道府県知事に行うこととなる。なお、異議申出は、申出者が所有者であることを証する書類を添付して行う。

3 都道府県知事の裁定

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(裁定)

第十五条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定による申請に係る特定農業用ため池について、前条第一項第四号の規定による申出の内容、当該特定農業用ため池の自然的社会的諸条件その他の事情を考慮して、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農

業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定農業用ため池の名称及び所在地
- 二 市町村長が設定を受ける施設管理権の始期
- 三 市町村長が設定を受ける施設管理権の存続期間
- 四 市町村長が設定を受ける施設管理権に基づいて行う措置の内容
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号から第四号までに掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第三号に規定する存続期間については二十年を限度として定めるものとする。

(1) 都道府県知事の裁定

都道府県知事は、特定農業用ため池における自然的社会的諸条件等を考慮して、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、裁定の判断をする。

裁定をした場合には、①裁定を受けるため池の名称及び所在地、②施設管理権の始期や存続期間、③施設管理権に基づいて行う措置の内容を定めなければならない。

なお、特定農業用ため池が、農業用水の供給施設として利用されている期間中、決壊防止を図るための管理が必要となるため、この施設管理権の存続期間は、農地中間管理機構による農用地の利用権設定と同様、20年間を上限としている。

(2) 都道府県知事による裁定の具体的基準

都道府県知事は、施設管理権の設定の裁定をするに当たって、当該特定農業用ため池の現在の利用状況や今後の利用見込み、保全の状態、管理者の有無、所有者からの異議の内容等を考慮して、将来的に適正な管理が困難で、その保全上支障を生ずるおそれがあり、市町村に施設管理権を設定することが必要かつ適当であるかを判断することとなる。なお、所有者の探索が本法に基づく手続にのっとり適切に行われたこと、市町村からの申請内容が適当であること等も確認する。（局長通知第19）

4 裁定の効果等

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(裁定の効果等)

第十六条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村長に通知するとともに、これを公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があったときは、当該裁定の定めるところにより、市町村長は、当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、市町村長による当該施設管

理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限される。

3 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に要する費用を当該特定農業用ため池の所有者から徴収することができる。

4 市町村長は、前条第一項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に関し特に必要があると認めるときは、当該特定農業用ため池の施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区その他の者に行わせることができる。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(裁定の通知及び公告)

第二十条 法第十六条第一項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知は、法第十五条第二項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により裁定において定められた事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。

2 法第十六条第一項の規定による公告は、法第十五条第二項の規定により裁定において定められた事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によりするものとする。

(市町村長による管理に係る費用の徴収)

第二十一条 市町村長は、法第十六条第三項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定農業用ため池の管理に要する費用を徴収しようとする場合においては、当該特定農業用ため池の所有者に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(1) 裁定の効果等

都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知するとともに、これを公告するものとする。当該公告があったときは、市町村長は、当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、市町村長による当該施設管理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限されることになる。

(2) 特定農業用ため池の所有者が不明である場合の費用負担の在り方

市町村が施設管理権を取得した特定農業用ため池の管理費用は、本法第16条第3項に基づき確知されている所有者から徴収することができるほか、地方自治法第224条に基づく分担金として農業用水の利用者から徴収することもできる。共有の場合には、確知されている共有者全員に対して一括して徴収することが可能である。

なお、特定農業用ため池の管理に要する費用を徴収しようとするときは、その費用の額の算定基礎を明示する。

市町村が裁定申請を行う際には、当該特定農業用ため池の管理に関して利水者や地域と調整を行う（「1の(2) 施設管理権の裁定申請について」を参照）中で、ため

池の管理に要する費用についても、話し合いにより取り決めることが考えられる。

(3) 土地改良区や利水者などに対する管理委託について

市町村長は、裁定に係る特定農業用ため池の管理に関し、特に必要があると認めるときは、当該特定農業用ため池の管理の一部を土地改良区や水利組合等の利水者に行わせることができるとしている。

管理の内容としては、①利水のための施設操作、②施設の点検、③施設の修繕、④草刈り等があるが、土地改良区や利水者等への管理委託にあたっては、関係者で十分に調整し、例えば、日常の施設操作や草刈は利水者、施設点検は土地改良区、修繕等は市町村など、地域の実情に応じて役割分担を明確化しておくことが重要である。

(4) 土地改良区等に管理を委託する場合の手続の方法

本法第16条第4項に基づき、土地改良区等に管理委託する場合は、土地改良区等の技術職員の有無、本来業務の状況等を踏まえ、土地改良区が受託可能な範囲で、管理内容や費用負担の方法などを定めた管理委託協定書を締結する。

協定書には、当該特定農業用ため池の所在・構造等、移管年月日、管理の方法、委託の条件（費用負担の方法を含む。）、「特に必要があると認めるとき」に該当する事由、その他必要な事項を記載する。

5 施設管理権の存続期間の延長について

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(施設管理権の存続期間の延長)

第十七条 前条第二項の規定により施設管理権の設定を受けた市町村長は、第十五条第一項の裁定において定められた施設管理権の存続期間を延長して当該裁定に係る特定農業用ため池の管理を行おうとするときは、当該存続期間の満了の日の九月前から六月前までの間に、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定を申請することができる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申請をした市町村長の有する特定農業用ため池の施設管理権の存続期間を延長することが当該特定農業用ため池の管理のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定をするものとする。

4 第十五条第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、第十五条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と、同項第三号中「存続期間」とあるのは「存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間」と、同条第三項中「前項第一号から第四号まで」とあるのは「前項第一号、第三号及び第四号」と、「存続期間」とあるのは「存続期間を延長する期間」と読み替えるものとする。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(施設管理権の存続期間の延長に関する裁定の申請)

第二十二條 法第十七條第一項の規定による申請については、第十七條の規定を準用する。

(1) 施設管理権の存続期間の延長

市町村長は、施設管理権の存続期間の満了日の9か月前から6か月前までの間に、都道府県知事に対し施設管理権の存続期間の延長を求めることができることを規定している。この場合には、施設管理権の設定に係る裁定申請と同様の手続を経るものとしている。

(2) 施設管理権の存続期間の延長を認めることとした趣旨

所有者が不明のため池は、管理者の選任ができないため施設管理権の設定が必要となるが、存続期間の満了後も利用を継続する特定農業用ため池については、施設管理権の設定を容易にするため、存続期間の延長の規定を設けているものである。(局長通知第20)

第9章 その他

1 都道府県知事による報告徴収と立入調査

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(報告徴収及び立入調査)

- 第十八条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。
- 2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。
- 3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(1) 農業用ため池に関する報告徴収、立入調査

都道府県職員や委任された者は、本法の施行のため必要があると認めるときは、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求めることや、職員や委任した者を立ち入らせ調査・測量を行うことができる（本法第18条第1項）。

注）本法の施行のため必要がある場合とは、本法第4条及び附則第2条の届出がされた内容の確認や催告のための未届けため池に関する確認、本法第8条の行為や本法第9条の防災工事の実施状況の確認、本法第6条の勧告や本法第10条の防災工事命令等のための現況確認など、法律の施行上必要なものは、全て含まれると解される。（局長通知第21の1）

(2) 他人の占有する土地への立入調査

農業用ため池に限らず、都道府県職員や委任された者は、特定農業用ため池の指定やその他の処分を行うために他人の占有する土地に立ち入って調査・測量を行うことができる（本法第18条第2項）。この場合、原則、土地の占有者に事前に口頭又は書面で通知する必要がある（本法第18条第3項）。

注) 他人の占有する土地への立入調査は、特定農業用ため池の指定や防災工事命令や代執行等本法に基づく処分を行うために行うものである。

注) 本法第 18 条第 3 項における「あらかじめ通知することが困難であるとき」とは、占有者の居所が不明である場合や緊急に立入りを行う必要がある場合と解される。
(局長通知第 21 の 2)

(3) 身分証と携帯・提示

上記(1)及び(2)の立入りをを行う者は、氏名や所属等が記載された身分証を携帯し、関係者にこれを掲示することが必要である。

(4) 立入りの拒否について

農業用ため池への立入調査を拒むことはできないが、農業用ため池以外の土地への立入調査については、その土地の占有者は「正当な理由」があれば立入りを拒否できる。

注) 正当な理由とは、事前通知が無いなど、法律上必要な手続がとられていない場合や、夜間に及ぶ長時間の調査など、土地の占有者に著しい不利益を与えるおそれがある場合等と解される。(局長通知第 21 の 3)

(5) 他人の占有する土地への立入りに対する損失の補償

他人の占有する土地への立入によって損失が発生した場合、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。具体的には、収穫樹や立木の伐採などが想定される。損失の補償に当たっては、関係者と十分な協議、調整を行うものとし、「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 37 年 6 月 30 日閣議決定）」に基づき判断していくことになると思われる。

(6) 立入りについて市町村長に対して求める「必要な協力」の内容

都道府県知事が報告徴収及び立入調査を円滑に実施するため、市町村長に対する「必要な協力」とは、例えば、次のようなことを想定している。

- ① 市町村が把握しているため池周辺の情報の提供
- ② 水利組合などの関係者への連絡
- ③ 県自らが全てのため池について調査を行うことが困難である場合の代行調査
- ④ 調査対象にたどり着けない場合の道案内

2 農林水産大臣の指示

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(農林水産大臣の指示)

第十九条 農林水産大臣は、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第六条、第七条第一項、第八条第一項、第九条第二項、第十条、第十一条第一項並びに前条第一項及び第二項に規定する事務に関し必要な指示をすることができる。

(1) 農林水産大臣の指示について

本法においては、農業用ため池の適正管理を促すための一連の措置は主に都道府県の事務とされているが、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定農業用ため池の指定、防災工事の施行、立入調査の実施等、都道府県による事務の執行について、農林水産大臣が必要な指示を行うことができるよう規定している。

(2) 「緊急の必要があると認める」ときの具体的な状況

本法第 19 条の「緊急の必要があると認めるとき」としては、都道府県が本法に基づく措置を講ずべきことが明らかであるにもかかわらず、必要な措置を講じていない場合が想定される。

「緊急の必要があると認めるとき」の農業用ため池の状態としては、例えば、次に掲げる場合が想定される。

- ① 本法第 6 条の勧告については、堤体の補修、洪水吐きの流木や堆積土砂の除去等が行われないまま放置され、大雨により決壊するおそれがある状態
- ② 本法第 10 条の防災工事命令や本法第 11 条の代執行については、堤体の老朽化が著しいにもかかわらず、所有者不明により防災工事について権利者の合意形成が困難で放置されたままの状態
- ③ 本法第 7 条の特定農業用ため池の指定については、決壊により周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、②のように防災工事命令や代執行を緊急に行う必要がある状態にも関わらず、特定農業用ため池に指定されていないことで必要な措置をとることができない状態

3 補助及び援助

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(補助)

第二十条 都道府県は、市町村又は農業用ため池の所有者等に対し、予算の範囲内において、その施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができる。

(援助)

第二十一条 国及び地方公共団体は、農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の援助に関し必要があると認めるときは、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

(1) 補助及び援助について

本法では、都道府県を経由して市町村を含む所有者等が行う防災工事に対する間接補助及び都道府県が代執行措置等自ら実施する防災工事に対する補助を規定している（本法第 20 条）。

また、所有者等による適正管理義務が履行されるため、国及び地方公共団体は管理に必要な資金の確保（例えばソフト対策などの各種助成措置）、管理に関する技術指導などの援助について規定している。なお、援助を効果的に行うため、技術的ノウハウを有する団体（土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会）の協力を求めることができる旨を規定している（本法第 21 条）。

(2) 土地改良区等に協力を求める援助の具体的な内容

各都道府県や市町村は、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会と協力して、農業用ため池の適正な管理に関する支援体制を整え、本法に基づく措置を計画的かつ持続的に進めていくことが望ましい。具体的な内容としては、点検や防災工事計画策定に当たっての土地改良区等による所有者等への指導が想定される。また、本法に基づく届出や申請に係る手続については、都道府県又は市町村から土地改良区に対し技術的ノウハウを有する職員の参画を求めることになる想定される。

なお、土地改良区の職員が有する技術的ノウハウに着目して、防災工事計画の策定等の協力を求めることから、土地改良区が当該農業用ため池の受益の区域にある必要はない。

(3) 協力を求められた土地改良区等の対応及び協力することに伴い発生する費用等の負担の在り方

技術的ノウハウを有する職員がいる土地改良区に対し協力を求めた場合、当該土地改良区の職員は、対応が可能な範囲で協力することになると想定される。

また、その費用については、協力を求めた地方公共団体と土地改良区が話し合いにより決定していくことになる。なお、保全管理活動に対する支援として、補助事業の活用が可能である。

様式例一覧

【農業用ため池の届出】

様式第1号（第4条第1項／附則第2条第1項関係）農業用ため池の届出

様式第2号（第4条第2項／附則第2条第2項関係）農業用ため池の変更届出

様式第3号（第4条第2項）農業用ため池の廃止届出

様式第4号（附則第2条第3項関係）未届の農業用ため池の届出の催告

様式第5号（附則第2条第4項関係）未届の農業用ため池の通知

【勧告】

様式第6号（第6条関係）農業用ため池の適正な管理に関する勧告

【特定農業用ため池の指定等】

様式第7号（第7条第2項関係）特定農業用ため池の指定に関する市町村長への意見聴取

様式第8号（第7条第3項関係）特定農業用ため池の指定の公示

様式第9号（第7条第4項関係）特定農業用ため池の指定の申出

様式第10号（第7条第5項で準用する同条第2項関係）特定農業用ため池の指定解除に関する市町村長への意見聴取

様式第11号（第7条第5項で準用する同条第3項関係）特定農業用ため池の指定解除の公示

【行為制限】

様式第12号（第8条第1項・第3項関係）行為制限に関する許可申請・協議

様式第13号（第8条第1項関係）行為制限に関する許可

様式第14号（第8条第1項関係）行為制限に関する不許可

【防災工事計画】

様式第15号（第9条第1項関係）防災工事計画の届出

様式第16号（第9条第2項関係）防災工事計画の変更命令

様式第17号（第9条第3項関係）既施行の防災工事計画の届出

様式第18号（第10条第1項関係）防災工事の命令

様式第19号（第10条第2項関係）防災工事計画の遵守命令

様式第20号（第11条第1項後段）防災工事の代執行の公告

様式第21号（第11条第1項関係）防災工事の代執行に関する通知

様式第22号（第11条第2項関係）防災工事の代執行に要する費用の納付命令

【裁定申請】

様式第23号（第13条第1項関係）施設管理権の設定に関する裁定申請

様式第24号（第13条第2項関係）施設管理権の設定に係る裁定申請の申出

様式第25号（第14条第1項前段関係）裁定申請の公告

様式第26号（第14条第1項後段関係）裁定申請の通知

様式第27号（第14条第1項第4号関係）裁定の申請に係る異議申出

様式第28号（第16条第1項関係）施設管理権の設定に関する裁定通知

様式第29号（第16条第1項関係）施設管理権の設定に関する裁定の公告

様式第30号（第16条第3項・第17条第4項関係）特定農業用ため池の管理に要する費用の納付命令

様式第31号（第17条第1項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請

様式第32号（第17条第2項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の申出

様式第33号（第17条第2項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の公告

様式第34号（第17条第2項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の通知

様式第35号（第17条第2項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出

様式第36号（第17条第4項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定の通知

様式第37号（第17条第4項関係）施設管理権の存続期間延長に関する公告

【立入調査】

様式第38号（第18条第3項関係）立入調査の事前通知

様式第39号（第18条第4項関係）立入調査の身分証明書（職員）

様式第40号（第18条第4項関係）立入調査の身分証明書（委任された者）

様式第1号(第4条第1項／附則第2条第1項関係)農業用ため池の届出

農業用ため池の届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名 (法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項／附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな					
ため池の名称					
ため池の所在地					
所有者	氏名(名称)				
	住所				
	代表者 (法人の場合)				
	共有者			他	名(別紙)
管理者	氏名(名称)				
	住所				
	代表者 (法人又は団体の場合)				
	管理の内容				
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)			
堤高(m)		堤頂長(m)		総貯水量(m3)	

[添付資料](案)

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
- (3) その他参考となるべき書類

(備考)

- 1 附則第2条第1項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合。
- 2 管理の権原の種類は該当する項目を○で囲むこと。
- 3 管理者は、所有権以外の権原に基づいて管理を行う者である。

別紙 共有者一覽

[illegible]

様式第 2 号（第 4 条第 2 項／附則第 2 条第 2 項関係）農業用ため池の変更届出

農業用ため池の変更届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 4 条第 2 項（附則第 2 条第 2 項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

[備考]

- 1 附則第 2 条第 2 項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合

様式第3号（第4条第2項関係）農業用ため池の廃止届出

農業用ため池の廃止届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池を廃止したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後のため池、敷地の利用計画

様式第 4 号（附則第 2 条第 3 項関係）未届の農業用ため池の届出の催告

届出催告書

年 月 日

〇〇〇〇 殿
（農業用ため池の所有者又は管理者の氏名）

〇〇都道府県知事

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定による届出がされていないので、同条第 3 項の規定により催告する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 届出の様式
（添付の届出書による）
- 4 届出の期限

様式第 5 号（附則第 2 条第 4 項関係）未届の農業用ため池の通知

通知書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定による届出がされていないと認められるので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 その他必要な事項

[備考]

- 1 「その他必要な事項」の欄には、市町村が把握している当該農業用ため池の所有者等の情報を記載する。

様式第 6 号（第 6 条関係）農業用ため池の適正な管理に関する勧告

勧告書

年 月 日

〇〇〇〇 殿
（農業用ため池の所有者又は管理者の氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 6 条の規定に基づき、下記のとおり農業用ため池の管理上必要な措置を講ずるよう勧告する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 勧告の内容
- 4 勧告の理由

[注意事項]（当該農業用ため池が特定農業用ため池に指定されている場合記載する）

- 1 正当な理由なく本勧告に係る防災工事を施行しないときは、法第 10 条第 1 項の規定により防災工事の施行を命ずることがある。

様式第 7 号（第 7 条第 2 項関係）特定農業用ため池の指定に関する市町村長への意見聴取

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の農業用ため池を特定農業用ため池として指定することについて、同条第 2 項の規定により貴市（町村）の意見を聴取する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 指定の理由

様式第 8 号（第 7 条第 3 項関係）特定農業用ため池の指定の公示

公 示

年 月 日

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 指定の年月日

様式第9号（第7条第4項関係）特定農業用ため池の指定の申出

申出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

住所 〇〇 〇〇

氏名 〇〇 〇〇

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項に規定する要件に該当し、特定農業用ため池として指定する必要があると思料しますので、同条第4項の規定により申し出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

様式第 10 号（第 7 条第 5 項で準用する同条第 2 項関係）特定農業用ため池の指定解除に関する市町村長への意見聴取

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 7 条第 5 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき、下記の特定農業用ため池の指定を解除することについて、同条第 2 項の規定により貴市（町村）の意見を聴取する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 解除の理由

様式第 11 号（第 7 条第 5 項で準用する同条第 3 項関係）特定農業用ため池の指定解除の公示

公 示

年 月 日

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく下記の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により公示する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 指定の解除の年月日

様式第 12 号（第 8 条第 1 項又は第 3 項関係）行為制限に関する許可申請・協議

特定農業用ため池における行為 許可申請
協 議 書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 8 条 第 1 項
第 3 項 の規定に基づき、下記の行為について
許可を申請
協 議 します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の着手予定年月日
- 5 行為の完了予定年月日
- 6 その他必要な事項

[備考]

- 1 許可申請 第1項 許可を申請
協 議 第3項 協 議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 行為の計画については、行為の内容の記述の末尾に、「（計画の詳細は、別様の計画書及び計画図等による）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式第 13 号（第 8 条第 1 項関係）行為制限に関する許可

許可通知書

年 月 日

〇〇 殿
（申請者氏名）

〇〇都道府県知事

〇年〇月〇日付けで申請のあった下記の特定農業用ため池における行為について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、申請のとおり（下記の条件を付して）許可する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地

（条件を付す場合）

- 3 許可に付した条件

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 14 号（第 8 条第 1 項関係）行為制限に関する不許可

不許可通知書

年 月 日

〇〇 殿
（申請者氏名）

〇〇都道府県知事

〇年〇月〇日付けで農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 8 条第 1 項の規定による許可申請のあった下記の特定期間農業用ため池における行為について、当該特定期間農業用ため池の保全上支障があると認められるので、不許可とする。

記

- 1 特定期間農業用ため池の名称
- 2 特定期間農業用ため池の所在地
- 3 不許可の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 15 号（第 9 条第 1 項関係）防災工事計画の届出

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工予定年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

[備考]

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、防災工事に着手する日の 30 日前までに届け出ること。

様式第 16 号（第 9 条第 2 項関係）防災工事計画の変更命令

防災工事計画の変更に関する命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿

（所有者等の氏名）

〇〇都道府県知事

〇年〇月〇日に届出のあった防災工事計画書について、特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないと認められるので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり防災工事計画の変更を命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 変更すべき防災工事の内容
- 4 命令の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に

対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 17 号（第 9 条第 3 項関係）既施行の防災工事計画の届出

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

[備考]

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、当該農業用ため池が特定農業用ため池に指定された日から 30 日以内に届け出ること。

様式第18号（第10条第1項関係）防災工事の命令

防災工事の施行に関する命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿
(所有者等の氏名)

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり防災工事の施行を命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 施行すべき防災工事の内容
- 4 命令の理由
- 5 履行期限

[注意事項]

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により防災工事の全部又は一部を都道府県知事が自ら施行することがある。また、同条第2項の規定により当該防災工事に要した費用を徴収することがある。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号（第10条第2項関係）防災工事計画の遵守命令

防災工事計画の遵守に関する命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿
(所有者等の氏名)

〇〇都道府県知事

〇年〇月〇日に提出のあった防災工事計画書について、当該計画に従って防災工事を施行していないと認められるので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり当該計画に従って防災工事を施行するよう命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 命令の理由
- 4 履行期限

[注意事項]

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により防災工事の全部又は一部を都道府県知事が自ら施行することがある。また、同条第2項の規定により当該防災工事に要した費用を徴収することがある。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第20号（第11条第1項後段関係）防災工事の代執行の公告

公 告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項第2号に該当すると認められるため、同項後段の規定により次のとおり公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この公告は、次の特定農業用ため池の所有者又は管理者に対し、防災工事を施行すべきことを命ずるにあたり、当該特定農業用ため池の所有者又は管理者を確知することができないことから行うものである。

（1）特定農業用ため池の名称

（2）特定農業用ため池の所在地

- 2 上記の特定農業用ため池の所有者又は管理者は、この公告の日から起算して〇〇月以内に、次に掲げる防災工事を施行しなければならないものとする。

（1）施行すべき防災工事の内容

（2）理由

- 3 上記の期限までに防災工事を施行しないときは、〇〇（都道府県）が当該防災工事を自ら施行し、当該防災工事に要した費用を当該特定農業用ため池の所有者又は管理者から徴収することがある。

様式第 21 号（第 11 条第 1 項関係）防災工事の代執行に関する通知

代執行令書

年 月 日

〇〇〇〇殿
(所有者等の氏名)

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定農業用ため池の防災工事について代執行を実施することとしたので通知する。

(所有者等から費用を徴収する場合)

なお、代執行に要した費用については、同法第 11 条第 2 項の規定に基づき、貴殿から徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 代執行を実施する理由
＜法律第 11 条第 1 項 第 1 号・第 3 号 に該当＞
- 4 代執行を実施する期間
- 5 代執行を実施するために派遣する執行責任者の氏名
- 6 代執行を実施するために必要な費用の概算見積額

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお

、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[備考]

- 1 代執行を実施する理由は、該当する号を○で囲むこと。

様式第 22 号（第 11 条第 2 項関係）防災工事の代執行に要する費用の納付命令

納付命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿
（所有者等の氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池の防災工事に要した費用を徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の防災工事の内容
- 4 納付額（※算定基礎を明示すること）
- 5 納付方法
- 6 納付期限

様式第 23 号（第 13 条第 1 項関係）施設管理権の設定に関する裁定申請

裁定申請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理及び保全の現況
- 4 その他参考となるべき事項
 - （1）探索の実施状況
 - （2）市町村に特定農業用ため池の施設管理権を設定することが必要かつ適当と認める理由

様式第 24 号（第 13 条第 2 項関係）施設管理権の設定に係る裁定申請の申出

申出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所：〇〇〇〇

氏名：〇〇〇〇

下記の特定農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、施設管理権の設定に関し同条第 1 項の規定による申請をすべき旨を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

様式第 25 号（第 14 条第 1 項前段関係）裁定申請の公告

公 告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 1 項の規定による申請が〇〇市町村長よりあったため、同法第 14 条第 1 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この公告は、次の特定農業用ため池について、所有者（数人の共有に属する場合にあっては、2 分の 1 を越える持分を有する者）を確知することができず、〇〇市町村長に施設管理権を設定することについて〇年〇月〇日付けで裁定の申請があったことから行うものである。

（1）特定農業用ため池の名称

（2）特定農業用ため池の所在地

- 2 上記の特定農業用ため池の所有者は、〇年〇月〇日（この公告の日から起算して 6 月以内）までに、申出者による特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項を記載した意見書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。

様式第 26 号（第 14 条第 1 項後段関係）裁定申請の通知

裁定の申請に関する通知書

年 月 日

〇〇〇〇殿
（確知されている所有者の氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 1 項の規定による申請が〇〇市町村長よりあったため、同法第 14 条第 1 項の規定により通知する。

- 1 この通知は、次の特定農業用ため池について、所有者（数人の共有に属する場合にあっては、二分の一を越える持分を有する者）を確知することができず、〇〇市町村長に施設管理権を設定することについて〇年〇月〇日付けで裁定の申請があったことから行うものである。

（1）特定農業用ため池の名称

（2）特定農業用ため池の所在地

- 2 貴殿は、〇年〇月〇日（この公告の日から起算して 6 月以内）までに、貴殿による特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項を記載した意見書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。

様式第 27 号（第 14 第 1 項第 4 号関係）裁定の申請に係る異議申出

申出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

住所〇〇〇〇

氏名〇〇〇〇

〇年〇月〇日付けで公告（通知）のあった〇〇市町村長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

- 1 申出者の所有権を証する書類

様式第 28 号（第 16 条第 1 項関係）施設管理権の設定に関する裁定通知

裁定通知書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり裁定をしたので、同法第 16 条第 1 項の規定により通知する。

（申請を棄却する旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、申請を棄却したので通知する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 裁定の理由

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

- 4 施設管理権の始期
- 5 施設管理権の存続期間
- 6 施設管理権に基づいて行う措置の内容

様式第 29 号（第 16 条第 1 項関係）施設管理権の設定に関する裁定の公告

公 告

年 月 日付けで〇〇市町村長から申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり裁定をしたので、同法第 16 条第 1 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 施設管理権の始期
- 4 施設管理権の存続期間
- 5 施設管理権に基づいて行う措置の内容

様式第 30 号（第 16 条第 3 項・第 17 条第 4 項関係）特定農業用ため池の管理に要する費用の納付命令

納付命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿
（所有者の氏名）

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 16 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池の管理に要する費用を徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理の内容
- 4 納付額（※算定基礎を明示すること）
- 5 納付方法
- 6 納付期限

〔備考〕

- 1 存続期間を延長した施設管理権に係る管理費用の納付命令を行う場合は、本文中「第 16 条第 3 項」を「第 17 条第 4 項で準用する第 16 条第 3 項」に変えて記載する。

様式第 31 号（第 17 条第 1 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請

裁定申請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間を延長することが必要かつ適当と認める理由

様式第 32 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の申出

申出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所：〇〇〇〇

氏名：〇〇〇〇

下記の特定農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 2 項において準用する第 13 条第 2 項の規定により、施設管理権の設定に関し同法第 17 条第 1 項の規定による申請をすべき旨を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

様式第 33 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の公告

公 告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 1 項の規定による申請が〇〇市町村長よりあったため、同条第 2 項において準用する第 14 条第 1 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この公告は、次の特定農業用ため池について、〇〇市町村長に設定している施設管理権の存続期間を延長することについて〇年〇月〇日付けで裁定の申請があったことから行うものである。

（1）特定農業用ため池の名称

（2）特定農業用ため池の所在地

- 2 上記の特定農業用ため池の所有者は、〇年〇月〇日（この公告の日から起算して 3 月以内）までに、申出者による特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項を記載した申出書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。

様式第 34 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の通知

裁定の申請に関する通知書

年 月 日

〇〇〇〇殿
（確知されている所有者の氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 1 項の規定による申請が〇〇市町村長よりあったため、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により通知する。

記

- 1 この通知は、次の特定農業用ため池について、所有者（数人の共有に属する場合にあつては、二分の一を越える持分を有する者）を確知することができず、〇〇市町村に設定している施設管理権の存続期間を延長することについて〇年〇月〇日付けで裁定の申請があったことから行うものである。
 - （1）特定農業用ため池の名称
 - （2）特定農業用ため池の所在地
- 2 貴殿は、〇年〇月〇日（この公告の日から起算して 3 月以内）までに、貴殿による特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項を記載した申出書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。

様式第 35 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出

申出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

住所〇〇〇〇

氏名〇〇〇〇

〇年〇月〇日付けで公告（通知）のあった〇〇市町村長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

- 1 申出者の所有権を証する書類

様式第 36 号（第 17 条第 4 項）施設管理権の存続期間延長に関する裁定の通知

裁定通知書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

（施設管理権の存続期間を延長すべき旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり裁定をしたので、同条第 4 項において準用する同法第 16 条第 1 項の規定により通知する。

（申請を棄却する旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、申請を棄却したので通知する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 裁定の理由

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

- 4 施設管理権の存続期間を延長する期間

様式第 37 号（第 17 条第 4 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する公告

公 告

年 月 日付けで〇〇市町村から申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり裁定をしたので、同条第 4 項において準用する同法第 16 条第 1 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 施設管理権の存続期間を延長する期間

様式第 38 号（第 18 条第 3 項関係）立入調査の事前通知

年 月 日

〇〇〇〇 殿
（占有者氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条第 2 項の規定に基づく立入調査（測量）について

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の土地について立入調査（測量）を行うので、同条第 3 項の規定により通知する。

記

- 1 立ち入ろうとする土地の所在地
- 2 調査（測量）の日時
- 3 調査（測量）担当者
- 4 調査（測量）内容
- 5 その他

様式第 39 号（第 18 条第 4 項関係）立入調査の身分証明書（職員）

表

第	号	身 分 証 明 書	
上半身 前向写真		所 属：	
		氏 名：	
		上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をする職員であることを証する。	
		有 効 期 限： 年 月 日 ～ 年 月 日	
		発 行 年 月 日： 年 月 日	
		発 行 者：	

裏

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋
（報告徴収及び立入調査）

第 18 条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

様式第 40 号（第 18 条第 4 項関係）立入調査の身分証明書（委任された者）

表

第	号	身 分 証 明 書	
上半身 前向写真		所 属：	
		氏 名：	
		上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をするため委任された者であることを証する。	
		有 効 期 限： 年 月 日 ～ 年 月 日	
		発 行 年 月 日： 年 月 日	
		発 行 者：	

裏

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋
（報告徴収及び立入調査）

第 18 条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。